

平成30年度自己点検・評価報告書

2019年5月
東北福祉大学

目 次

第 1 章	理念・目的	1
第 2 章	内部質保証	3
第 3 章	教育研究組織	8
第 4 章	教育課程・学習成果	11
第 5 章	学生の受け入れ	25
第 6 章	教員・教員組織	29
第 7 章	学生支援	34
第 8 章	教育研究等環境	44
第 9 章	社会連携・社会貢献	49
第 10 章	管理運営・財務	56

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1)：大学の理念・目的の適切な設定、それを踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定

東北福祉大学は「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」の哲学を基調とし、人間力、社会力をもつ人材を輩出してきた。すなわち、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と定められている。使命は本学に期待される普遍的役割として認識している。

このような建学の精神および教育理念に基づき、本学では、理論と実践を融合し、調和しえる人材の育成にあたり、学ぶことの重要性和同時に学びえたことを広く社会に還元し、さまざまな場で実践できる技量の研鑽を積み重ねてきており、これは、学部・学科、大学院共通に貫かれている理念でもある。

本学は、現在4学部9学科2研究科で構成されているが、いずれの学部学科、大学院も本学の理念・目的に沿い、理論と実践の調和、人間力、社会力を持つ人材育成を行っている（※1）。なお、学部ごとの目的については、学則等に明確に規定している（※2）。

（※1） トップ>教育方針>「教育研究上の目的」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>)

（※2） 東北福祉大学学則 (<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/arpn890000001gtw-att/arpn8900000042ai.pdf>)

(2)：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示、教職員及び学生に周知及び社会に対する公表

大学・学部・研究科等の理念・目的は、大学構成員（教職員および学生）に対しては、学則はもちろんのこと、学生便覧（STUDENT HANDBOOK）、大学院便覧および大学案内（With You）、大学ホームページ（<http://www.tfu.ac.jp/>）等を中心として周知を図っている。さらに学生は、全学共通として展開される1年次必修科目「禅のこころ」や各種宗教教育科目、各種仏教行事等を通じて、特に意識せずとも、本学の理念に触れることが可能になっている。

具体的に、教職員に対しては、年度初めの教授会や学科毎に開催される学科会議において周知している。新入学生に対しては、入学式や新入生のオリエンテーションで周知され、入学後のリエゾンゼミⅠ（基礎演習）の授業のなかにおいては、第1回目に「本学の教育について」として理念・目的を含めた本学教育の特徴が講義され周知している。

また、教職員・学生用のポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）では、理念・目的をはじめ学生便覧、学則等の閲覧・ダウンロードが可能となっており、大学構成員は閲覧が可能となっている。

本学を取り巻くステークホルダーに対しては、ホームページ、大学案内、年数回開催されるオープンキャンパス、高校での出張講義、入試ガイドを中心的な媒体として、本学の建学の精神、教育理念、目的等を公表している。本学の保護者に対しては、東北地方を中心に開催されている「教育懇談会」の他、「大学通信」、同窓生に対しては「後援会報」等を発行して、理念・目的等を外部からみてもわかりやすく公開・周知を図っている。その結果、2018（平成30）年度の入試においても、募集定員を超える応募者が

あり、周知・公表に関しては、有効であった事がうかがえる。このように適切に周知・公表されている。

また、各学科・研究科独自の周知方法もある。例えば大学院では、教育学研究科が独自のポスターやパンフレットを作成し、東北を中心とした各県の教育委員会や主な大学、公立小中高等学校、特別支援学校などに配布している。社会福祉学科、福祉心理学科の通信教育課程では、社会人が多いという特性を踏まえ、ホームページ、募集要項など広く内外から閲覧・周知できるようにしている。また、毎月発行している通信教育部の機関誌“with”では、新入学生に向けて学科長が大学、学部の理念に触れた文章を掲載し学生、教職員への周知を行なっている（※3）。

（※3） TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY With You 2019 Campus Guidebook

【図解】理念・目的の周知、公表方法

理念・目的の周知、公表方法



（3）：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現のための、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学の理念・目的、目的、学部・研究科における目的等を実現するために、前年度の事業報告に基づき、毎年事業計画を策定している。具体的には、事業の概要として「地方創生への取り組み」「内部質保証システム」「教育関連実施計画（実績）」「研究関連実施計画（実績）」「社会貢献関連実施計画（実績）」「付随事業関連実施計画（実績）」などの項目からなる（※4）。

（※4） トップ>大学について>財務・事業報告

「平成 29 年度事業報告」 (<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/finance.html>)

2. 点検・評価

本学において、大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されており、大学構成員および社会に対して周知・公表を適切に行っている。また、本学はその理念・目的を達成するために、社会の変化等を考慮しながら将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を年度ごとの事業報告で振り返りながら作成し、必要に応じて事業内容を見直している。その意味において、適切に対応している。

第2章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示

内部質保証ポリシー、内部質保証規程、内部質保証委員会規程、内部質保証システム実施マニュアルを整備して、方針と手続を明確にし、PDCAのサイクルが実行できるようにしている。平成30年度からの第3期認証評価に合わせて、評価内容等の見直しを行ない、平成30年度から、見直し後の内容に基づいた自己点検・評価を実施している。

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備

内部質保証を掌る組織は、内部質保証委員会である。内部質保証委員会は、既述した部長学科長会議の下の委員会であり、その下に各研究科単位、各学部単位、事務部門の内部質保証小委員会があり、各学部、各研究科、各部署単位にPDCAのサイクルが実行できるようにしている。

(3) 方針及び手続に基づく、内部質保証システムの有効機能

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

平成27年度から構築、実施された内部質保証システムは、大学全体レベル、教育プログラムレベル、授業レベルで自己点検・評価を実施するようになっており、大学全体レベル、教育プログラムレベルにおいては、各研究科・専攻、各学部・学科ごとによる自己点検・評価、授業レベルにおいては、教員自身による自己点検・評価となっている。

学校教育法や大学設置基準、学校教育法施行規則等の各種法令等に定められている基準を満たしていることの点検・評価（【自己点検・評価シート様式2】）、及び各種方針や手続きに基づいた目標設定や実行についての自己点検・評価（【自己点検・評価シート様式3】）も行っている。

自己点検・評価の実施については、内部質保証システム実施マニュアルを整備し、教職員用のweb掲示板に公開している。そこには、毎年のPDCAサイクル、4年毎の外部評価、7年毎の認証評価も記述されており、平成27年度、平成28年度に外部評価も実施し、平成31年度には、内部質保証システム実施マニュアルに基づき、3回目の外部評価を実施予定である。

現状、マニュアル通りに進められている。

②構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

法令等の遵守については、就業規則第4条に規定されている。コンプライアンスに関する事務は、事務分掌規程第3条の2に総務部法務室の事務分掌として規定されている。そして、信用失墜行為等の禁止や秘密の保持義務等の行動規範については、就業規則第3章第1節服務に規定されており、就業規則を含む規程集は、教職員用のweb掲示板に公開している。さらに、その意識の徹底は、FD等を通じて教職

員に行なわれている。特に、新任教職員には雇用時にも説明している。

(ア) ハラスメントについて

ハラスメント防止に関する規程を制定するとともに、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントについて、FDで説明会を実施している。

(イ) 個人情報保護について

個人情報保護規程、個人情報保護規程施行細則を定めて、情報に関する取扱い及び管理を適切に行なっている。

研究所における個人情報保護については、感性福祉研究所における個人情報保護のための措置及び感性福祉研究所個人情報保護規程を定めて、情報に関する取扱い及び管理を適切に行なっている。

(ウ) 産学官連携関係について

産学官連携の共同研究や受託研究等については、遵守すべき事項について、産学官連携ポリシーや利益相反ポリシーを定めて、適切に実施している。

営業秘密管理については、産学連携関係のみではなく、学生が参加する企業のインターンシップにおいても関係する。平成29年4月から、ポリシー、規程、体制を整備し、実施した。安全保障貿易管理についても、教員の研究が関係する場合もあるので、早期の整備と周知徹底を進めているところである。

(エ) 研究倫理について

研究倫理については、研究倫理委員会を設置し、研究等が倫理上適切に行われるように研究計画や研究成果について審議している。

(オ) マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

平成28年1月からのマイナンバー（社会保障・税番号）制度の開始に伴い、作業部会を設け準備作業を進めた。また、学生アルバイトや日本学生支援機構への奨学金の申請等にも関わることから適切に対応できるようSDを実施し、運用を開始している。

(カ) 公的研究費の管理・監査

公的研究費の管理・監査については、規程等を整備し、FD・SDで説明会を実施し、運用を開始している。

(キ) 附属病院せんだんホスピタル

次に示す規程等を定めて、安全な医療の提供、医療の質の向上に努めている。

薬事委員会規程、薬事委員会細則、医療安全管理委員会規程、院内感染防止対策委員会規程、褥瘡対策委員会規程、栄養管理委員会規程、安全衛生管理規程、安全衛生委員会規程、消防計画、個人情報保護に関する規程、個人情報保護委員会規程、医療ガス安全管理委員会規程、行動制限最小化委員会規程

③教育研究活動のデータベース化の推進

(ア) 基礎データの組織的・継続的収集と管理

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月16日付、文部科学省公示）により、教員の教育研究活動状況についての情報公開が求められたことに対応し、教員業績データベースを教員紹介ページに掲載し公開している。教員の教育上の能力に関する事項や現在行っている社会的活動等を発信し、当該教員の専門性や提供できる教育研究内容を確認できるようにしている。データベースは、インターネットを通じて、教育研究活動等の情報を入力することが可能であり、教員本人が新規登録や更新を容易に行うことができるようになっている。

また、シラバスについても、データベース化して学内ポータルに公表し、科目名や教員名で検索できるようにしている。

(イ) 大学文書の保存と活用

大学文書の保存と活用については「学校法人梅檀学園文書取扱規程」を定め、正確かつ迅速に取扱い、学園の効率的な運営に寄与するよう努めている。

例えば、稟議書等の文書は検索しやすいように整理し、円滑な事務が行われるように留意している。

(ウ) 大学沿革史の編纂

大学沿革史の編纂に関しては、ホームページに公開している。大学の歩みとして、学部・学科の変遷、キャンパスの拡充、教育・研究の3分野に分け、紹介している。

④学外者の意見の反映

(ア) 内部質保証システムの中に原則4年ごとの外部評価を設けている。外部評価委員会規程も整備している。平成27年度から、認証評価と同時並行して第1回目の外部評価を実施した。

(イ) 保護者の会：キャリアセンターと教務部合同にて、年10回程度東北の主要都市を中心に保護者会を開催して、大学の近況報告やキャリア支援等の報告をするとともに、個人相談も実施して質問、要望事項を学修支援や就職支援の改善に繋げている。

(ウ) 卒業生アンケート：卒業生にアンケートを実施して、その結果を学修支援等の改善に繋げている。

これらの活動についても、点検報告⇒改善検討報告⇒改善完了報告の手順で定型化を図り、定期的自己点検・評価と合わせて内部質保証システムの中の日常的点検・評価として定着させ、学外者の意見を確実に反映させている。

⑤文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

平成28年度に実施された大学評価で指摘された努力課題については、以下の3点について平成29年度に改善を完了した。その他については、内部質保証の年度目標に設定して改善を進めている。

(ア) 大学院指導基準の明確化

大学院指導基準の明確化については、大学院委員会の承認を経て明文化(※1)した。

(※1) 東北福祉大学大学院研究指導教員等判定基準、東北福祉大学大学院担当教員資格規程、東北福祉大学大学院担当教員資格審査規程

(イ) 課程博士の取扱いの改善

学位規則を改正して、「課程博士の学位論文は在学中に提出しなければならない」旨を明確(※2)にした。

(※2) 東北福祉大学学位規則(『大学院便覧(平成30年度)』)に所収)

(ウ) 産業福祉マネジメント学科の学修成果の明示

学位授与の方針において、課程修了にあたって修得しておくべき学修成果を明確にしてホームページに掲載した。トップ > 大学について > 教育方針 > 産業福祉マネジメント学科の教育方針
<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/dmiw.html>

平成30年度には、以下の1点について、改善を完了した。

(ア) 資格試験科目等を履修する場合、履修登録できる単位数の上限

○ 努力課題

総合福祉学部、総合マネジメント学部、健康科学部医療経営管理学科、教育学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限が46単位と設定されているものの、資格試験科目等を履修する場合、履修登録できる単位数が60単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

○ 改善内容

教務部委員会及び部長学科会議において検討を重ねてきた結果、複数の資格取得を目指す学生にも配慮するという観点から、「資格科目履修者」の単位数を58単位に減ずることとした(※3)。

(※3) 履修規程(2019年4月1日適用) 第4条第3項他

(4) 大学の諸活動について点検・評価と結果の公表

① 自己点検・評価の実施と結果の公表

内部質保証組織、内部質保証ポリシー、内部質保証規程、内部質保証システム実施マニュアル等を整備し、自己点検・評価を毎年実施し、その結果をホームページに公表し社会への説明責任を果たしている。

また、平成27年度、平成28年度に外部評価も実施し、その結果をホームページに公表し、社会への説明責任を果たしている。平成31年度には、内部質保証システム実施マニュアルに基づき、3回目の外部評価を実施予定である。

トップ>大学について>大学評価 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/evaluation.html>

② 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

情報公開の内容は次のとおりであり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(平成22年6月16日付、文部科学省公示)により公表すべき事項は全て含んでおり、情報公開は適切に行なっており、変更の都度適切に総務部広報課において、内容を確認して、公開情報(ホームページ)を更新している。

(ア) 教育研究上の目的及び3つの方針

全学、学部・学科ごと、研究科ごとにホームページで公開している。

トップ>教育方針 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>

(イ) 学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)

機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでポリシーを定めるとともに、アセスメントの仕組みの概要をホームページで公開している。

トップ>大学について>学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/assessment_policy.html

(ウ) 学生、教職員、学生数等

ホームページで公開している。

トップ>大学について>学生・教職員・卒業生数

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/count.html>

(エ) 教員組織

学部・学科ごとの教員氏名をホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>教員紹介

<https://www.tfu.ac.jp/education/professors.html>

(オ) 学則

学部、研究科の学則をホームページで公開している。

トップ>大学について>学則

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/regulations.html>

(カ) 校歌

校歌をホームページで公開している。

トップ>大学について>校歌の歴史

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/schoolsong.html>

(キ) 校章、マーク、カラー

校章、マーク、カラーとその使用に関するガイドラインをホームページで公開している。

トップ>大学について>校章・マーク・カラー

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/symbol.html>

(ク) 教員業績

教員ごとの業績をデータベース化して、ホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>教員紹介

<https://www.tfu.ac.jp/education/professors.html>

(ケ) 入学者選抜に関する情報

入学者選抜に関する情報をホームページで公開している。

トップ>入試情報

<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>

(コ) 授業科目、授業の方法・内容、年間授業計画、評価方法等

シラバスをデータベース化して学内ポータルに公表し、科目名や教員名等で検索できるようにしている。

(サ) 教育研究環境に関する情報

キャンパス概要（校地・校舎、運動施設、図書館、ラーニングコモンズ、交通手段）、課外活動の状況、健康管理施設（附属病院）等をホームページに掲載している。

トップ>アクセス <https://www.tfu.ac.jp/access/index.html>

トップ>課外活動 https://www.tfu.ac.jp/campus_life/index.html

トップ>施設利用 <https://www.tfu.ac.jp/facilities.html>

(シ) 入学金、学費等の情報

入学金、学費等の大学が徴収する費用について、ホームページで公開している。

トップ>入試行訪>学費・入学手続きについて

<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>

(ス) 学生支援に関する情報

奨学金制度、履修支援、学修支援、ボランティア活動等をホームページで公開している。

トップ>学部・大学院>学生生活サポート

https://www.tfu.ac.jp/education/student_support.html

トップ>在学生の方へ>経済支援（授業料減免・奨学金等）

https://www.tfu.ac.jp/students/financial_support.html

トップ>在学生の方へ>履修支援

https://www.tfu.ac.jp/students/completion_support.html

トップ>在学生の方へ>学修支援

https://www.tfu.ac.jp/students/learning_support.html

トップ>施設利用>ボランティア支援課

<https://www.tfu.ac.jp/facilities/volunt/index.html>

(セ) 就職支援に関する情報

キャリアデザイン、就職活動支援、就職状況、卒業後の支援等をホームページで公開している。

トップ>進路・就職

<https://www.tfu.ac.jp/career/index.html>

(ソ) 財務情報

計算書、財務の概要、事業報告書をホームページで公開している。

トップ>大学について>情報公開

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/finance.html>

情報公開請求については、情報公開規程、情報公開規程施行細則及び情報公開委員会規程に沿って適切に行われている。

(5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価

内部質保証システムの適切性については、内部監査において監査している。平成 30 年度は、保健看護学科、産業福祉マネジメント学科、管財部、キャリアセンター、感性福祉研究所、芹沢銈介美術工芸館の監査を実施した。

(6) 定期点検・評価結果による改善・向上に向けた取り組み

内部質保証システム実施マニュアルに実施プロセスを示しており、その中に、前年度の改善のフィードバックを次年度の目標に反映することを明示して継続的に PDCA が実行できるようにしている。

さらに、改善・向上に向けた取り組みが実際に行なわれているか内部監査において監査している。

2. 点検・評価

内部質保証は、内部質保証システムの PDCA により計画的、体系的に機能し始めている。しかし、目標設定や評価の内容については、学部・学科や部署間でばらつきがあり、現在、内部質保証委員会や内部監査等において、内容を精査して深化させている。

第 3 章 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的に照らした学部・研究科、附置研究所、センター等の教育研究組織の設置状況の適切性

①学部学科設置の変遷

東北福祉大学は、明治8年に曹洞宗専門学支校として出発した。戦後、昭和33年には東北福祉短期大学を設置し、昭和37年には東北福祉大学社会福祉学部として設置認可を受け、今日に至る発展の基礎を築いた。

本学は、「行学一如」という建学の精神と「自利・利他円満」という教育の理念に基づき、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と掲げ、また、大学院学則第1条では「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的」としている。これらは理論と実践との調和を図ることのできる人材育成を意味するとともに、社会へ貢献しうる人材養成を目的としており、ディシプリン制の下で本学はこれまで教育・研究に努めてきた。

この基本理念のもと、上述したように、本学は昭和37年に「社会福祉学部社会福祉学科」の設置が認可されると、その後、昭和40年には「産業福祉学科」、昭和46年には「社会教育学科」、昭和49年には「福祉心理学科」の開設認可をそれぞれ受け、さらに、昭和51年には「社会福祉学専攻修士課程」の大学院設置が認可され、社会福祉学に関わる理論と実践の総合的教育・研究に取り組む高等教育機関として、その社会使命と役割を担ってきた。

また、IT (Information Technology) 革命が進行する社会要請に応えるべく、かつ、情報化の遅れが指摘される社会福祉分野に、福祉の知識と高度な情報技術を持った人材供給を目的に、平成12年には「情報福祉学科」を開設し、同時に、広い視野に立って教育・研究に取り組む姿勢を確認する意味から、学部名称を「社会福祉学部」から「総合福祉学部」へと変更した。平成14年には、大学院組織を「大学院総合福祉学研究科」へと名称を変更するとともに、従前の「社会福祉学専攻修士課程」に加えて「社会福祉学専攻博士課程」、「福祉心理学専攻修士課程」を新たに設置した。また、同年には通信教育部の設置認可を受けて、「社会福祉」・「社会教育」・「福祉心理」の3学科を設置するとともに、通信制大学院「総合福祉学研究科」において「社会福祉学専攻」及び「福祉心理学専攻」からなる修士課程を設けた。

さらに、乳幼児期から老年期までのライフサイクルを対象として研究・教育する「総合福祉学部」に対して、乳幼児期から少年期に至る成長過程の「保育・教育」を特に研究する「子ども科学部子ども教育学科」を平成18年4月に増設すると共に、福祉を基本として保健・医療の融合を目指した看護実践を担うことができる人材を育成することを目的とした健康科学部「保健看護学科」を設置した。

その後、福祉社会の実現のためにも基本的運動機能や応用的動作能力の回復と共に、生活習慣病の予防に関わるヘルスケアを担うことができる人材を養成する目的から、平成20年度には健康科学部内に「リハビリテーション学科」(作業療法学専攻、理学療法学専攻)及び「医療経営管理学科」を増設し、同年には国際化、情報化が一層高度化するなかでの確に対応できる人材養成を行うために、総合福祉学部の「産業福祉学科」及び「情報福祉学科」を総合マネジメント学部「産業福祉マネジメント学科」と「情報福祉マネジメント学科」へと改組・再編した。

そして、平成27年度から、より高度な知識と技能を身につけ、さまざまな教育課題の解決に貢献できる教育者を育成するために、「社会教育学科」と「子ども教育学科」を統合・再編し「教育学部教育学科」(初等教育専攻・中等教育専攻)および「大学院教育学研究科教育学専攻修士課程」を設置するとともに、

少子高齢化はもとよりコミュニティの崩壊、東日本大震災後の復興などの地域課題に対して、行政的視点から主体的に対応、行動できる人材を養成するために総合福祉学部内において「福祉行政学科」を立ち上げた。現在、4学部9学科体制、大学院2研究科となり、基本的教育研究組織は、学部・学科制(教育研究一体型)のディシプリン制を採用しており、学士課程と大学院との関係は相対的分離型をとっている。

②附置研究所、センター等設置の変遷

その他、学部・学科等の組織とは別に、教育研究組織として、芹沢銈介美術工芸館、せんだんホスピタル、東北福祉看護学校、感性福祉研究所、音楽堂「けやきホール」、社会貢献・地域連携センター、国際交流センターなどを設置している。芹沢銈介美術工芸館は、重要無形文化財(人間国宝)であった芹沢銈介自身の作品と収集品を展示することによって、学生にとっても、優れた美術作品に身近に触れることで豊かな感性が育ち、その感性はやがて社会のさまざまな分野で役立てることができるものと期待されている。

せんだんホスピタルは、学生の臨床実習教育及び教員等の臨床研究に資するために、東北福祉看護学校は、准看護師免許を有する者が看護師の受験資格取得に必要な知識及び技能を修得できるために、それぞれ置かれている。感性福祉研究所は、21世紀の課題「知性と感性の調和」の視点に立ち、今一度、人間の感性を呼び覚まし、豊かな福祉社会を築くことを目的としている。音楽堂「けやきホール」は、1994年に完成した本格的な音楽専用ホールであり、国内外の著名な音楽家から一般の演奏者まで、広く市民に開放されているとともに、本学の吹奏楽部や混声合唱団などの定期演奏会の場にもなっている。社会貢献・地域連携センターは、生涯学習支援や地域連携(共創)、臨床心理相談、特別支援教育の取り組みの窓口として機能している。国際交流センターでは、本学の学生、院生、教職員の国際的な活動を支援している。また、交換留学や短期研修プログラムの派遣・受入の実施だけではなく、海外の研究機関との共同研究の支援機能をも有している。

③学間連携

教育研究組織としての学間連携に関しては、本学と単位互換協定を締結している。他大学(産業能率大学、学都仙台コンソーシアムに加入する大学)の「単位互換科目」を履修し単位を修得した場合に卒業単位として認定している。さらに、学部の教育課程の副専攻の一つとして、本学と神戸学院大学、工学院大学が連携して、「社会貢献活動支援士」課程を設置し、遠隔授業等を導入しながら授業を行っている。このように、本学は時代の要請に注視しつつ、「行学一如」「自利利他円満」の理念の下、学則第1条に示された目的・使命の具現化のため、必要な教育研究組織及び体制の充実に努め、広義の福祉の総合大学として発展してきた。なお、本学では、教育研究組織の編制方針を定め、ホームページに公表している(※1)。

以上のことから、学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切な編制となっている。

(※1) トップ>大学について>各種方針

「教育研究組織の編成方針」(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

(2) 教育研究組織の適切性について定期的な検証、その結果に基づく改善・向上の取り組み

定期的な検証については、「基準検証評価表」「方針の検証開始年と検証間隔表」に基づき、学科はもとより学部及び各教育研究組織において毎年「自己・点検評価」を行っている。その中では、年度の目標に対する「現状」、「効果が上がっている事項」、「将来に向けた発展方策・課題への対応」の項目が設定され、具体的に改善・向上の取り組みが求められている（※2）。

このような方針の検証も含めた教育研究組織の適切性の定期的検証の取りまとめに関しては、内部質保証委員会で行っている。

（※2）「【様式1】内部質保証 自己点検・評価シート」、「【様式2】内部質保証 基準検証評価表（自己点検・評価シート「2. 基準の検証）」、「【様式3】内部質保証 方針の検証開始年と検証間隔表（自己点検・評価「3. 方針の検証）」、「【様式4】自己点検・評価報告書」

2. 点検・評価

本学の学部・研究科等の教育研究組織は、大学の建学の精神および教育理念そして本学の目的・使命に照らしつつ、編制方針に則り適切に設置されてきた。また、内部質保証システムにより教育研究組織の適切性を検証しており、適切に対応している。今後も時代の要請を読み取り、本学が取り組むべき人材養成のあり方を検討していく。

なお、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、大学の理念を踏まえつつ、平成29年3月27日に発出された「社会福祉系大学院におけるカリキュラムと教育システムのガイドライン～福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての役割の変化～」（日本社会福祉教育学校連盟：現・ソーシャルワーク教育学校連盟）を参考にしながら、大学院のあり方、教育課程のあり方を見直した。また、福祉心理学専攻においても教育課程に科目を追加するなどの変更を行った。いずれも、平成31年度の教育課程に反映させた（※3）。

（※3）「2019年度大学院便覧」、「通信制大学院ガイドブック（大学院総合福祉学研究科修士課程）」

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

（1）授与する学位ごとの学位授与方針の策定と公表

本学では、学士課程における学位授与の規定は、学則（通信教育部学則）において「本学を卒業するためには、その区分に従い、124単位以上（ただし、健康科学部保健看護学科は125単位以上）を取得しなければならない（学則第31条（履修方法）」。さらに「卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、合格しなければならない（学則第46条第2項）」と定められているように、学位を授与するに当たっての客観的指標及び基準も示している。

また、修士課程・博士課程は大学院においても、その学則において「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする（大学院学則第1条）」と定め、その第3条において、博士課程および修士課程における教育目標をそれぞれ規定している。その上で、大学院学則の第6章において「課程修了の

要件」そして第7章において「学位の授与」が明記されている。これら全体的な基準のもと、各研究科の教育目標及び学位の授与に関する方針及び修得すべき学習成果がそれぞれ定められ、ホームページや「大学院便覧」において提示・記載されている。

具体的には、全学に共通する学修の評価、学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)において、修得すべき学習成果を次のように明示している(※1)。

- ①四年間の総合的な学習から論理的・創造的・批判的な思考能力が備わっている。
- ②体系的学習、PBL、汎用的スキル、グループディスカッション、プレゼンテーション、コミュニケーション、サービス・ラーニングなどの学びから地域の多様な課題を発見し、分析、解決する能力を身に着けている。
- ③大学で得たさまざまな知の経験を社会や他者のために還元しようとする意欲と能力が備わっている。
- ④自分の特性、能力を把握し、また他者を理解し、尊敬する姿勢をもち、社会の規範を守り、倫理観、自律性をもって市民生活を送ることができる。

このような大学としての教育目標に基づく学位授与方針及び修得すべき学習成果を踏まえつつ、各学部学科(通信教育部を含む)研究科の具体的な学位授与方針をホームページ上等において明示している(※2、3、4、5、6、7、8)。これらは教育目標と学位授与方針との整合性がみられる。

(※1) トップ>大学について>教育方針

「東北福祉大学の教育方針」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/tfu.html>)

(※2) トップ>大学について>教育方針

「総合福祉学部」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/fcw.html>)

(※3) トップ>大学について>教育方針

「総合マネジメント学部」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/fcm.html>)

(※4) トップ>大学について>教育方針

「教育学部」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/fe.html>)

(※5) トップ>大学について>教育方針

「健康科学部」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/fhs.html>)

(※6) トップ>大学について>教育方針

「通信教育部」(<https://www.tfu.ac.jp/tushin/yoko2017/05/03/index.html>)

(※7) トップ>大学について>教育方針

「大学院総合福祉学研究科の教育方針」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/gsw.html>)

(※8) トップ>大学について>教育方針

「大学院教育学研究科の教育方針」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/edu.html>)

(2) 授与する学位ごとの教育課程の編成・実施方針の策定と公開

本学では「東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン」(※9)を策定するとともに、「外国語教育の基本方針」「スポーツ教育の基本方針」並びに総合基礎教育課程、それぞれの学部学科、大学院において具体的な教育課程の編成・実施方針が定められている。これらの編成・実施方針はいずれも公開されている(根拠資料は学位授与方針と同じ)。

(※9) 東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン

（３）教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設と教育課程の体系的編成

本学では、学士課程、修士課程、博士課程のいずれの学位課程にあっても、諸法令の定めに加えて、全学及び学部、学科の定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

具体的には、「東北福祉大学カリキュラム編成に関するガイドライン」の下、大学としての「建学の精神（行学一如）に則り、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成」という教育目標を達成するために、下記のように総合基礎教育科目や専門教育科目を配置している。

【教育課程の体系】

授業名称	知	内容
総合基礎教育科目	教養の基礎知	人文系科目（リエゾンゼミⅠ（基礎演習）を含む）
	科学知	自然科学系科目
	実践知	社会科学系科目
	健康知	総合系科目
専門教育科目	専門基礎科目	
	専門基幹科目（リエゾンゼミⅡ～Ⅳは専門基幹科目L・C群に位置する） （専門発展科目）学科によって有無	
	関連科目	

これらの科目は、講義、演習、実習（実技、実験）から構成されているが、授業の大半を占める講義科目は、その基礎・基本を学ぶ概論・原論、その上に立って細部を詳細に学ぶ各論、さらに個別・事例的な特殊講義・特講に分類している。このような講義科目の理解をより深めるために、演習科目がそれを補足し、さらに実習・実技・実験などの科目により、理論と実践を融合させる「行学一如」を具現化させることになる。すなわち、本学卒業生の「質」を裏付ける知識・技術・態度の習得に相応しい授業形態と方法を採用しており、それらの体系は「学生便覧」にて明示している。グローバル化を初めとした様々な社会情勢の変化を、学びの好機と捉え、学部・課程によってはゼミ単位でのクリティカル・シンキングの訓練や、英語による授業の開講なども試みられている。

このような全学的な教育課程の編成方針に基づき、各学部学科の教育課程が編成されている。その際、学びの方向性・進路に応じてコース制・専攻制を採用している学科もある。本学は4学部9学科2研究科を有するために、多様な学問領域をもつことになるが、教育目標に基づく教育課程を編制する際には、関係する学問分野における分野別質保証のための参照基準（日本学術会議）を参考資料としている。

大学院においては、前期・後期の2学期制で、1年次から体系的なカリキュラムに従い、理論と応用能力がしっかり身につくようなコースワークと、2年次においてもコースワークを前提として、個人への研究指導を通じて修士論文作成を目指すリサーチコースを適切に組み合わせた教育が行われている。

●代表的な取り組み例

その中でも本学の特徴でもある一年次の「リエゾンゼミⅠ」は、各学年小人数のクラスで運営し、PBL、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、リーダーシップ、主体性、協調性などを養成し、学年が上がるごとに専門性を深化させる講座として機能している。さらに、平成29年度より1年次必修「キャンパスライフ入門」（各週開講）を「リエゾンゼミⅠ」に連続する科目として

開設し、4年間の大学生活で必要となる各種の基礎能力を養うことに努めている。

また、本学は、建学の精神「行学一如」と教育の理念「自利・利他円満」を踏まえて、建学以来、社会や時代の変化にも対応した実学実践的な教育と人間力と社会力をもつ人材の育成に取り組んできた。そのため、時代をリードする「国際」「保健体育・健康」「情報」「ボランティア」「人権」「知的財産権」「環境教育」などの領域からなる多様な授業科目を設定するとともに、その学修を深めることができるように多様な教育プログラムを設け、多様な関連資格を取得することができるように支援している（※10）。

（※10）トップ>大学について>多様な学修・資格・科目

「多様な学修・資格・科目」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/multiple.html>)

（４）学生の学習の活性化と効果的教育の措置

①シラバスの適切な作成と運用

本学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置の一つとして、適切なシラバスを作成している。学内の教務部委員会のなかに「シラバス小委員会・教育課程編成小委員会」を設置し、シラバスの内容の充実化を意図して記載項目やその方法について検討してきた。現行のシラバスは、全学的に統一されており、授業の形態、テーマ、目的、到達目標、受講要件、概要、方法、計画、時間外学習（予習・復習等）、参考文献等、評価の方法・基準（評価割合）、特記事項（資格認定科目等）や履修上の注意事項等が明確に記載されている（※11）。

科目担当教員は、担当全科目について、教務部教育開発支援室が毎年改訂を重ねている「シラバス作成の要領」に沿ってシラバスを作成し記載内容通りに授業を展開している。また、Web情報共有システム「Universal Passport」においてすべてのシラバスが公開されている。そのことによって、学生は、所属学科等の履修モデルや履修系統図を見ながら学生自身の履修計画を立てたり、受講期間中に自律的な学修（予習・復習を含めて）したりすることが可能となっている。なお、授業内容・方法とシラバスの整合性、あるいは、計画性と実施内容の弾力性のバランスについては、学期末に実施される受講生による授業評価によって、授業内容や方法だけでなく、シラバス通りに授業が進められているか、進行ペース、質問の受け答えの仕方などについて受講生の意見を担当教員にフィードバックできる体制を整えている。さらに、シラバスだけでなく、授業全体について、教員個人が授業評価を受けた科目すべてについて改善目標を「Universal Passport」あるいは教員研究室入り口に掲示し、次年度に学生が履修登録する際の参考とできるようにするなど、授業の一層の充実化につながるような体制づくりを目指している。

なお、通信教育部では、印刷教材による授業内容は『レポート課題集』、面接授業、放送授業、メディア授業の年間計画や講義内容は主に『試験・スクーリング 情報ブック』で、それぞれにシラバスを統一したスタイルで提示している。両者の作成にあたっては、通信教育部職員ならびに通信教育部委員会、シラバス検討委員会の教員による第三者チェックを行っており、一般の方もホームページでも閲覧が可能である。『レポート課題集』『試験・スクーリング 情報ブック』は毎年3月下旬には学生および教職員に配付している。また、学生アンケートにより、シラバスと授業内容が大きく相違がないことは確認されている（※12）。

（※11）「東北福祉大学 シラバス作成要領 2018年度用」

（※12）「東北福祉大学 通信教育部 学習の手引き 2018」「試験・スクーリング 情報ブック 2018」

②授業形態や授業内容・方法の工夫

授業形態等については、本学学則第31条（履修方法）に定められており、紙媒体としての学生便覧に明示するとともに、本学ホームページにおいても公開されている。学生便覧において、学科ごとに必修・選択必修・選択等の区分、履修年次が示されている。科目区分は、カリキュラムガイドラインに示されているような教育科目に区分され、履修系統図も記載することによって学びの深化を分かり易く示している。履修系統図は必ずしも難易度による区分を意味していないが、目安にはなっている。学部における教育課程の編成は、前期・後期に区分され卒業に必要な単位数は124単位（保健看護学科125単位）である（※13）。

大学院においても、その科目区分、必修・選択の別、単位数等について、専攻ごとに区分されたカリキュラム表が掲載され、その備考において修了要件や履修方法が記載されている。たとえば、総合福祉学研究科博士課程の場合、「修了要件は、30単位以上とする。履修方法は、必修12単位・選択必修4単位・選択4単位以上で、合計30単位以上修得することとする」などである（※14）。

（※13）「学生便覧 平成30年度」（各学部）

（※14）「2018年度 大学院便覧」

●代表的な取り組み例

情報福祉マネジメント学科では、学科の特色でもある情報の専門スキルを体系的に修得するため、講義科目と並行して実習を行い、より理解度が高まるように科目を配置している。特に実習では、少人数のクラス編成、教員と学生アシスタントによるチームティーチングを実施している。また、各年次のゼミでは、クリティカル・シンキングの訓練を行い、その集大成として4年次に卒業研究として取りまとめている（※15）。

医療経営管理学科では、学生の主体的参加を促す授業方法としてはリエゾンゼミⅠの後期に「地域における健康増進活動」に参加するフィールドワークや「地域の医療における諸課題」をテーマにしたPBLを導入している。また1年次必修科目の医療概論では、チーム基盤型学習を用いた、医療過誤、医療の質の地域格差、医療保険制度の疲弊などの課題にアプローチし、初年時から主体的な学びを意識した授業方法を採用している。1～4年には福祉ボランティアⅠ～Ⅳ、2・3年次にはインターンシップⅠ・Ⅱ、3年次には医療機関実習など、行学一如の理念に沿った実学教育が提供されており、能動的な学びを促す機会が設けられている（※16）。

なお、多様なメディアを活用した遠隔授業に積極的に取り組んでいる。具体的には、本学と工学院大学、神戸学院大学など各大学間を結ぶ双方向遠隔授業システムを構築・運用している。また、全学生にPCを配布し、学内LAN環境を整備しているとともに、インターネットを活用した動画配信による講義視聴などのeラーニングによる授業にも取り組んでいる（※17）。

（※15）トップ>学部・大学院>情報福祉マネジメント学科

「情報福祉マネジメント学科での学び」(<https://www.tfu.ac.jp/education/dmwi/index.html>)

（※16）トップ>学部・大学院>医療経営管理学科

「医療経営管理学科での学び」(<https://www.tfu.ac.jp/education/dheq/index.html>)

（※17）トップ>大学について>多様な学修・資格・科目

「多様なメディアを活用した遠隔授業一覧表」

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/arprn890000001h18-att/a1490962126933.pdf>)

（５）成績評価と単位認定及び学位授与の適切性

①成績評価と単位認定の厳格性

本学は、通信教育部を含む全学で GPA 制度に基づく成績評価を行っている。学士課程における学業成績は、各授業科目における学生の到達目標を「ほぼ完全に達成」秀、「十分に達成」優、「概ね達成」良、「最低限達成」可、「達成していない」不可の 5 段階で評価し、全科目の評価を 4 点～0 点の評点に換算して、その単位数で加重平均することによって GPA を算出している。また、GPA の分布についても大学、学部学科にフィードバックし、適正な運用に努めている。このような学部の成績評価と単位認定については、学則第 36 条（単位数の算定基準）、第 37 条（単位の授与及び学内単位互換）、第 38 条（成績）、第 46 条（卒業）において、定められているとともに、詳細に関しては、試験規程において、第 6 条（無資格者の掲示）、第 13 条（成績および評価）、第 16 条（追試験の成績および評価）、第 4 章 不正行為が定められている。また、本学の成績評価の方針と取り組みについて教職員に周知している。ルーブリック評価については、学士力関連コモン・ルーブリック及び学科の共通科目のルーブリックを定めて活用を推奨するとともに、各科目についても作成を勧めている。通信教育部では、通信教育部学則第 25 条（試験の種類）、第 26 条（試験）、第 27 条（受験資格）、第 28 条（単位認定）、第 29 条（単位認定）そして第 30 条（不正行為）を定め、成績評価と単位認定を適切に行っている。

学生に十分な学習量を確保させるため、単年度の履修上限として 46 単位以内（資格科目履修者は 60 単位）を定め、単位制度の実質化の趣旨に沿った教育環境において単位の認定を行っている。さらに、成績評価および単位の認定に関しては、シラバス上の必須項目として記載しなければならず、評価項目ごとに %（割合）を明記して、受講生に対する説明責任を果たしている。

成績評価の結果に対して疑義がある場合は、所定の方法で教務課に届け出ることができ、必要に応じた再評価や単位認定の修正が可能である。在籍可能年限以内に所定の単位数が取得できなかった場合は、教授会の議を経て学長が当該学生を除籍することが、学則第 45 条に定められている。

本学では、大学の設置について定めている「大学設置基準」により、「1 単位の授業科目あたり 45 時間の学修」を必要とする内容をもって授業を構成している。つまり、第 36 条（単位数の算定基準）において「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- ・講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- ・第 1 号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める。
2 前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

既修得単位認定については、学則第 32 条（入学前の既修得単位等の認定）において「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができ・・・（中略）・・・合わせて 60 単位を超えないものとする」としている。本学通信教育部、国内留学の協定校および学都仙台単位互換ネットワークの協定校との間では単位互換が可能であり、学生に明示している。また、TOEIC などに代表される外国語の語学能力検定試験（外部テスト）において、本学の履修規程に定められた点数・等級を越える成績を得た学生については、所定の手続きの後に必修の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。

大学院における評価方法・評価基準の明示に関しては、大学院学則第 14 条（単位の認定）、第 16 条（評価）において定めるとともに、学位論文においては、第 19 条と第 20 条で評価基準および可否の手続きの枠組みが明示されている。

既修得単位認定については、大学院学則第 15 条および通信制大学院学則第 13 条において、10 単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるとされている。また、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との間に単位の互換を行うことができ、10 単位を超えない範囲で、他大学院等で修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。

●代表的な取り組み例

通信教育部では、単位数の算定基準については通信教育部学則 16 条において、印刷教材による授業、放送授業、面接授業、メディアによる授業の時間数などを規定している。具体的には、印刷教材による授業では、『レポート課題集』記載の「在宅学習のポイント」で 1 単位 45 時間相当分の学習内容を明示している。印刷教材による授業では、1 単位について原則として 1 課題のレポート課題に解答し添削指導を受けないと単位修得ができない。

編入学にあたっての既修得単位認定は、入学前の多様な学習歴を認め、2 年次編入学者一括認定 30 単位、3 年次編入学者一括認定 62 単位を行っている。これらは募集要項および『学習の手引き』に明記されている。その他に社会福祉士・精神保健福祉士国家試験指定科目の個別認定、および本学通信教育部で入学前に科目等履修生で修得した単位の個別認定がある（※18）。

総合マネジメント学部では、卒業単位取得が厳しい学生に対して、担当の学習アドバイザーが個別対応を施している。参加度評価に関しては、アクティブラーニング導入による授業への取り組み姿勢を評価の対象にしている。授業外学習としては、リエゾンゼミ I や個別の授業を通して、現地調査の詳細な報告レポートや毎回の授業ミニレポートなどによる予習・復習の充実を図っている。単位認定については、シラバスに明記した成績判定基準を根拠としている。情報福祉マネジメント学科に関連する資格試験（IT パスポート・基本情報技術者試験・MOS）等も、成績評価の対象としている（※19）。

（※18）「東北福祉大学 通信教育部 学習の手引き 2018」

（※19）「学生便覧 平成 30 年度」（情報福祉マネジメント学科教育課程）

（6）学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価

学習成果の適切な把握及び評価については、個々の学生が全学及び所属学科別に定められたディプロマポリシーをどの程度満たしているかが判定できる項目を含むことが必要となる。

①学位授与（卒業・修了認定）の適切性

本学では、「学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命」に掲げ、学部・学科ごとに、その人材の養成に関する目的を定めている。そして、その目的の達成のために体系的なカリキュラムを構築して、学生に明示している成績評価基準（秀・優・良・可・不可の5段階）に沿って成績評価を行っている（※20）。その厳格な成績評価の下で、卒業認定及び学位授与については、学則第46条に「4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めた通り実施している。また、同条に「卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、卒業試験に合格しなければならない」と定めており、学力の質保証に努めている。

本学の学士課程では、いずれの学部も卒業論文の提出・審査合格を学位授与の条件とはしていない。従って、現状ではGPA等の成績評価に基づく卒業認定の可否のみが学位の質を保証するものであり、大学全体および学部・学科のディプロマポリシーを満たしているという以外、特に所属した学科の学問的専門性を背景にした知識・技術等については評価の客観性に欠けるきらいがある。これを是正するため、共通の指標を採用した、いわゆる大学ベンチマークに参加し、その結果を参照して評価の補正することが行われつつあるが、学部・学科の構成や学生数、大学のミッションなど様々な観点から本学と「対等」と考えられる大学は現実には少なく、誤った結果を導く可能性も否定できない。今後は、例えば学部・学科別のベンチマーク等を視野に入れ、学士のレベルの客観性を担保する努力も必要と思われる。

大学院においては、研究科・専攻ごとに人材養成に関する目的及び教育研究上の目的を定めており、その目的の実現のために必要な専門的かつ高度な知識を獲得し、大学院学則第17条において「修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする場合もある」とし、第2項において、「最終試験は、学位論文を中心として筆記または口頭により行う」と定めている。また、「修士論文は、当該専攻分野における精深なる学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足りるものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない」と定め、一定水準の質が要求されている。博士課程では、大学院学則第18条において「大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする」と規定し、その論文の質は「その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない」と定めている。修士及び博士の学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の審議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得ることとなっている。

以上の内容は、学部及び大学院学則において定められるとともに、学位規則においても手続き等を含め詳細に規定されており、学部学生（通信制学生）及び大学院生（通信制大学院生）には、あらかじめ学生便覧等において明示される（※21）。

(※20)「東北福祉大学 履修規程」

(※21)「東北福祉大学学部学則」「東北福祉大学通信教育部学則」「東北福祉大学大学院学則」
「学位規則」

②学修成果の把握

現行のアウトカム測定は、各学部・学科・研究科のディプロマポリシー（※22）に基づき、主に学業成績（修得単位数及びGPA：Grade Point Averages）と学生の振り返り調査（主観評価）の二通りで行われており、学生・教職員へのその旨の周知も試みられている。米国で実施されているような大学・大学院入学統一試験や卒業前総合統一試験などの、いわゆる標準化試験（客観評価）は実施されていない。しかしながら、一般に高等教育機関において評価すべき事項とされる学生の「伸び」、すなわち認知的発達（高次的認知過程、専門分野の知識）、情緒的発達（態度、価値観）、行動的発達（学習時間、単位修了有無）、卒業後の発達（満足度、職業能力）の程度、また近年「学士力」「社会人基礎力」といった名称で示される知識・理解・技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度、などの汎用的能力の定着度は、上述の2つの組み合わせでの評価が試みられている。特に、数値化が困難な項目に関しては、授業科目横断的に活用が可能なコモン・ルーブリックを作成し、必要に応じて評価に活用している。学習内容の専門性に配慮した詳細なルーブリックも作成されているが、一部の科目、語学や体育、情報関係や論文指導などの授業に留まっている。また、直接的な測定ではないが、平成26年度よりラーニング・コモンズなどの入退室に際して学生証（ICカード）から個人データをログとして記録・保存するシステムを導入し、学生が主体的に学修に取り組んでいると考えられる時間や頻度を正確に把握する取り組みを行っている。

主観評価については、全学的な取り組みとして学修ポートフォリオが導入されており、入学時から卒業までの継続的な学修歴と活動歴を蓄積し、学生と教職員とのコミュニケーションを介して、相互に学修成果を確認できる体制を敷いている。また、FD委員会および教務部教育開発支援室が開発した各種アンケート調査が、在学生及び卒業生等に対して年次毎に実施されている。

全ての評価・検証の結果は、教務部およびIRセンター教育情報分析室による分析を経て、本学の学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づく査定が行われ、各授業の改善、教育プログラム（カリキュラム）の改善、さらに学内施設などの教育環境の改善のための資料として活用されている（※23）。査定のプロセスにおける各アンケート等の内容を下表に示した。

アンケートの名称	対象種別	対象学年	実施年	実施時期
入学時アンケート	学部生	1年生	毎年度	入学後
初年次教育の達成度・役立ち度	学部生	1年生	毎年度	学年末
学修活動アンケート（学部）	学部生	全学年	毎年度	学年末
学修活動アンケート（大学院）	大学院生	全学年	毎年度	学年末
学生生活アンケート	学部生	全学年	原則として4年に一度	
キャリアアンケート	学部生	全学年	原則として4年に一度	
卒業生アンケート	卒業生	卒業後3年以内	毎年度	任意
その他の本学の教育向上・改善・開発に資するアンケート	必要な対象学生	必要な対象学年	必要時	

(※22) トップ>教育方針>

「各学部・学科・研究科のディプロマポリシー」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>)

(※23) トップ>IR 情報

「IR 情報」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>)

③目標達成度の評価

学修目標の達成度評価は年次進行に沿って行われるが、最終的には、卒業・修了の要件（単位取得、通算GPA、論文の合否、等）、就業に必須の資格の取得、就業・進学 of 成否、学修満足度、学士力・社会人基礎力等の伸び、などの判定を通して達成度「ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうか」が評価されている。

【資料】平成30年度 学位授与率

学部（通学）	学科	学位授与率（%）	
総合福祉学部	社会福祉学科	94.4	
	福祉心理学科	85.2	
	福祉行政学科	97.3	
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	93.1	
	情報福祉マネジメント学科	90.9	
教育学部	教育学科	94.4	
健康科学部	保健看護学科	97.3	
	リハビリテーション学科	95.3	
	医療経営管理学科	93.1	
大学院（通学）	課程/専攻	学位授与率（%）	
大学院（修士）	修士課程	社会福祉学専攻	100.0
		福祉心理学専攻	100.0
		教育学専攻	100.0
大学院（博士）	博士課程	社会福祉学専攻	14.3%

平成31年3月卒業（修了）の学位授与率は、学士課程（4学部9学科）では学科間で85.2%～97.3%、大学院修士課程（2専攻）はいずれも100.0%、博士課程は14.3%であった。各学部・学科・研究科の具体的な数値は上記資料の通りである。このように、数値上は目標が概ね達成され、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる。ただし、博士課程（社会福祉学専攻）においては、研究の質を担保し、博士論文の内容の水準を維持するために、在学期間を延長する院生が多く見られた。

また、本学は防災知識を身につけた人材の育成（防災士養成研修講座）や、救急救命の技能を身につけた人材の育成（普通救命講習）を行っているが、平成30年度は前者は本学、福島県いわき市、宮城県石巻市等8自治体で12回開講され、770名が受講し防災士の資格を取得した。後者は12回開講され、学生や教職員約138名が受講した。これらの資格の取得は、全学のディプロマポリシーに明記されている「社会や他者のために還元する能力」の一つを獲得したものと捉えられる。

さらに、学習成果の評価手法として本学では、2013年に「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」を定め、学修成果の把握・評価に取り組んでいる。特に、「学士力」「卒業認定・学位授与の方針における学生が身に付けるべき資質・能力」「人間力」「社会力」「就業力」を把握している。

「学士力」「学生が身に付けるべき資質・能力」「就業力」については、ルーブリックを作成し、本学独自のリエゾン・ポートフォリオ「学修成果の把握（学士力）」「学修成果の把握（学科の目標 学位授与の方針）」「キャリア形成（就業力の達成）判定」により把握している。

「人間力」については、内閣府による「人間力戦略研究会報告書」を踏まえてリエゾン・ポートフォリオ「人間力判定」を用いて把握している。ただし、設問内容がリエゾン・ポートフォリオの「学修成果の把握（学士力）」及び「キャリア形成（就業力の達成）判定」と重複することから、2018年度より「学修成果の把握（学士力）」及び「キャリア形成（就業力の達成）判定」の中で把握することにし、「人間力判定」は授業での活用と学生の任意とした。

「社会力」については、経済産業省による「社会人基礎力」を社会人の前段階にある大学生が身に付けることが望まれている社会力と位置づけて、「社会人基礎力」を踏まえてリエゾン・ポートフォリオ「社会人基礎力判定」を用いて把握している。ただし、2018年度より、「社会人基礎力判定」は授業での活用と学生の任意とするとともに、社会人基礎力に関する設問を学修活動アンケートの中に入れて把握することとした。

具体的には、本学の「学修成果（学士力）の検証」の内容は次項の通りである。

現在、「2017（平成29）年度 学修成果（学士力）の検証の主観評価の結果（全学の推移）」が公開されており、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的学習」の学士力4側面の全ての側面・項目において「伸び」がみられた。この点に関しては、学生自身が「入学から卒業まで成長し続けている」と認識していることが示された。入学時と卒業時の変化量をみると、特に「汎用的技能」が最も大きく、次いで「総合的学習」「知識・理解」「態度・志向性」の順番となっている。これらの分析が、全学のみならず各学科においても「学生が身に付けるべき資質・能力の結果」「人間力の結果」「社会力」「就業力」の側面からの結果が示されている（※24）。

（※24）トップ>IR情報>学修成果の把握

「学修成果の把握」(<https://www.tfu.ac.jp/ir/assessment.html>)

【設問】 4つの大きなカテゴリの下に、3つから7つの小設問が用意されている。

- ①『知識・理解』のカテゴリ 「多文化・異文化」「人類の文化・社会と自然」「社会や人生」「自律・自立した学習」、
- ②『汎用的技能』のカテゴリ 「傾聴力・表現力」「コミュニケーション」「レポート作成」「表・グラフの活用」「ICT を利用した情報 収集」「ICT を利用したプレゼンテーション」「多角的・論理的分析」
- ③『態度・志向性』のカテゴリ 「自律的な行動」「協調性」「モラル」「社会貢献」「キャリア形成」
- ④『総合的学習』のカテゴリ 「学士力の総合的活用」「視野の拡大」「問題解決の過程」 それぞれの設問に対し、「全くそう思わない」「そう思わない」「あまりそう思わない」「ややそう思う」「そう思う」「非常にそう思う」までの6件法を用いて、自己の到達度に関する主観的評定を求めた。

【分析方法】 「全くそう思わない」から「非常にそう思う」までの6件法について、それぞれ1点から6点を割り当て、その平均点をもって小設問の得点とした。また、卒業時から入学時の値を引いたものを変化量とした。

●代表的な取り組み例

A. 在籍学生による自己成長評価

本学では、教職員と学生個人との間をつなぐ双方向コミュニケーション・ツールとして、ポータビリティを重視した Web ベース学修ポートフォリオである「リエゾン・ポートフォリオ」を開発しており、これを活用することで学生が自己の現状を視覚的に認識・評価し、改善へつなげている。

本ポートフォリオは、Reflection、Documentation、Collaboration の基本 3 要素による構成をとりながらも、学生一人一人のゴールやそれへ向けての具体的なプロセスが、様式・書式に拘束されことなく表現できるようにデザインされている。例えば、教員養成課程においては、従来から「教職履修カルテ」による成長評価が行われていることを鑑み、Web ベースの教職履修カルテを同システムに組み入れている。この特性を利用して、学生が所属する学部・学科の特性や将来像の多様性に対応し、授業や実習はもとよりボランティアやフィールドワークなどの課外活動、キャリア形成に向けての様々な取り組みについても、それぞれの根拠資料や成果物と共に記載・編纂していくことにより、より汎用性の高い「履歴（活動歴）を基にした自己表現・自己アピール資料」の作成が見込まれる。また、そのような様々な経験を通して自分自身にどのような力が身についたのか、いわゆる汎用的能力と専門的知識・技術とに分けて評価してゆくことができる。

具体的に検討できる項目は、NSSE (the National Survey of Student Engagement) の評価指標に準ずる内容となっている。中でも High-Impact Practice に相当する内容の一部（学習共同体、インターンシップ、フィールド経験、教育実習、臨床実習、地域に密着したプロジェクト、等）にウエイトが置かれている点、本学のディプロマポリシーに沿ったものと言える。平成 24 年度の導入以来、利用率の高い関連項目ではのべ 8000 名以上の登録件数（平成 30 年 4 月現在）となっている。前述の学生アンケート（学修活動アンケート）の結果からは、学修ポートフォリオを積極的に活用している学生ほど、自らの学士力を高く評価している傾向が見られている（※25）。

（※25） トップ > IR 情報 > 学修成果の把握

「学修成果の把握」 (<https://www.tfu.ac.jp/ir/assessment.html>)

B. 卒業生による自己評価

平成 27 年度より「卒業生アンケート」を実施し、学士課程（通学）の卒業生による在学中の学修についての評価を実施している。回答者の職業は、公務員・団体、企業、社会福祉施設、保健医療の順に割合が高く、結果からは、在学中の「コミュニケーション技能」「数量的技能」「チームワーク」「統合的な学習経験と創造的思考力」「専門職業人としての倫理観」「建学の精神と教育理念」「人間力や社会力を身に付け、人とのつながりや人脈を得る」等の習得が現在の指針形成に寄与している（※26）ことが示唆されている。

（※26） トップ > IR 情報 > 卒業生アンケート

「卒業生アンケート」 (https://www.tfu.ac.jp/ir/s9n3gg000000fwlm-att/graduation_enquete2018.pdf)

C. 就職先からの卒業生の評価

全学的には、キャリアセンター所属の教職員により就職先での各種の聞き取り調査が実施されており、その中の項目の一つとして卒業生の他己評価がなされている。また、福祉施設、医療機関など、学部・学科に特異的な就業先については、同場所で在学生在が実習やインターンシップを実施することが多いため、当該学科の教員が巡回指導等を行う際に同時に聞き取り調査がなされている。「真面目」「良く働

く」等、資質の面では概ね良好な評価が得られている一方、「融通が利かない」「討論が苦手」等、多世代とのコミュニケーション経験の不足が指摘されている。

本学では、卒業生の就業の有無に関わらず、広く学外からの評価・意見聴取を行ない、各学部・学科における指導・運営の方針や個々の授業内容、カリキュラム（教育プログラム）の改善等に役立てている。ある企業からは、「自らかかわり、自ら考え・気づき、自らアクションを起こす」という本学の育成方針は今の若い人たちに必要なことがよく示されていて良い、インターンシップは異世代と交流する機会になるので良い、との評価があった反面、新入社員一般に未熟さを感じる点として（1）自己中心的な考え方をするものが多い、（2）指示待ちの姿勢が目立つ、という指摘を受けている（※27）。

（※27）トップ>IR 情報>学外者からの意見聴取

「企業等からの評価・意見聴取」(<https://www.tfu.ac.jp/ir/company.html>)

（7）教育課程及びその内容、方法の適切性についての定期的に点検・評価、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組み

①内部質保証システムの仕組み

本学では「内部質保証システム実施マニュアル」に基づき、大学全体および各学部・研究科において内部質保証 PDCA サイクルに重きを置いた自己点検・評価を実施するシステムを構築している。各学部単位の「内部質保証小委員会」と各研究科単位の「内部質保証小委員会」が組織され、定期的に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を含めた教育プログラムの有効性の検証がなされる。その際、検討する資料としては、「学生調査」、「卒業生アンケート」等の各種調査を参考とする。これらの小委員会は、「内部質保証委員会」によって統括されることになり、企画部が担当する。

妥当性の評価基準としては、外部評価、自己点検・評価、認証評価があげられ、すでに平成 28 年度に受審し、その結果をホームページに公表した（※28）。

（※28）トップ>大学について>大学評価

「東北福祉大学に対する大学評価（認証評価）結果」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/evaluation.html>)

②改善・向上の取り組みにおける FD 委員会、教務部委員会の役割

授業内容・方法の改善などを審議する組織としては、教務部委員会や FD 委員会が設置されており、これら委員会は定期的に開催されるとともに、内部質保証システム体系に位置づけられている。たとえば、FD 委員会は、毎年、前期・後期に全授業について学生による授業評価を実施するとともに、内部質保証システムにより定期的に、授業レベル、教育課程レベル、全学レベルで改善に次のように組織的に取り組んでいる。

まず、授業レベルでの改善の取り組みとしては、担当教員は授業評価の結果を踏まえて「授業における向上・改善・開発の目標設定」に記入し、学生に公開している。

次に、教育課程レベルでの改善の取り組みとしては、総合基礎課程及び各学科（以下「学科等」という。）で高い授業評価を受けた教員による FD を実施し、優れた授業マインドや授業スキルについて共有するとともに、授業評価が低い教員については、学科等の長が「授業向上ポートフォリオ」と「授業に関する自己点検・評価」の記入を求め、それに基づいて授業改善の助言を行っている。

さらに、全学レベルでの改善の取り組みとしては、授業評価等を踏まえて選ばれたベストティーチャー

による模擬授業、授業参観、授業動画の視聴により、優れた授業マインドや授業スキルを共有するようにしている。

そして、授業評価のデータを用いて、教員の取り組み、授業、学生の学修意欲等が学修成果に与える影響について研究している。

③改善・向上の取り組みにおけるその他の方策

a 全教員が、毎年、教員個人の自己点検・評価を行っており、その中で「授業に関する自己点検・評価」があり、全教員がPDCAサイクルによる授業の改善に取り組んでいる。

b 教員を対象に授業・ICT教育活用・授業参観・FDに関するアンケート調査を実施し、教育内容・方法の改善の取り組み状況および改善の効果を検証し、より効果的な改善に努めている。

c 各種調査をもとに、学科等の会議で共有し、教育課程、初年次教育の内容・方法、学科等の教育課程の改善に努めている。また、学生アンケートにより教育効果を把握するとともに、学生に対して教育内容・方法の改善に関するコメントをフィードバックすることで、着実に改善に結びつけている。

d 初年次ゼミの学修成果に関するマイステップ・リエゾンポートフォリオ（学修ポートフォリオ）の結果をもとに、総合基礎教育検討委員会で初年次教育の内容・方法の改善に努めている。

e 教育内容・方法の改善に関連したテーマのFDセミナーを実施している。

f 教員相互の授業参観を行い、相互に研鑽を積んでいる。また、自らの授業をビデオ撮影して自己評価を行うことや教員間での相互評価を行うことも推奨している】。

g FDのホームページに、「授業支援」や「成績評価関連」に関する資料を掲載し、授業の向上に役立っている。また、授業改善、ICT教育活用、ティーチング・ポートフォリオ等に関するリンク集を掲載し、授業の向上・改善に関する情報を共有している。

なお、大学院（通信制含む）においては、大学院委員会及び定例研究科委員会で定期的に検討し、内部質保証システムにより定期的に検証している。

●代表的な取り組み例

社会福祉学科では、「授業アンケート」結果については、定期的に学科内にワーキングチームを設け、分析、学生へ回答している。また、通信教育部でも、面接授業（スクーリング）受講時に学生にアンケートをとり、通信教育部委員会での報告・審議や、担当教員へのフィードバックを行うことなどで、授業内容・方法の改善に役立っている。スクーリング・アンケート結果は非常に満足度が高いととらえている。情報福祉マネジメント学科では、年2～3回程の学科教員による学科FD（教育研究発表会）を継続しており、専門分野に限らず様々な視点からの教育研究会として機能している。学科FD（教育研究発表会）は、既に40回以上の実績がある。初年度教育における共通の問題意識や課題を学科として協議し、通年授業（リエゾンI）等に反映させている。各ゼミ間による共同研究発表会が定期的に行われている。

2. 点検・評価

理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定している。また、教育内容や教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定

している。これらはいずれも各種便覧およびガイダンス、ホームページ、『大学案内』、『入試ガイド』、等を通じて、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を公表し、周知を図っている。

また、学部および大学院ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成し、各課程に相応しい教育内容を提供している。

また、学生の学修意欲を促進させるために、ユニバーサルアクセスの段階にあることを意識して、分かりやすく興味を引くようなシラバスを作成し、授業の形態や方法にも工夫を凝らした教育プログラムに基づいて教育研究指導を行い、学生の「個」に着目した適切な履修指導を行うなど、学修の活性化のための十分な措置を講じている。

さらに、履修単位の認定方法に関しては、各授業科目の特徴や内容・履修形態等を考慮し、カリキュラムポリシーに沿った年次毎の期待する学習成果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとっており、かつ教育の質を保証するために厳格かつ適正な成績評価を行っている。

教育水準の維持・向上のためには、ファカルティ・デベロップメント (FD) の一環として授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を着実に改善に結びつけている。

本学では、前述のとおり、主に学業成績（総修得単位数及び GPA : Grade Point Averages）と学生の振り返り調査（主観評価）の二通りで学習成果の評価を行っており、学修ポートフォリオや各種アンケート等による評価の方法・指標を開発している。また、明示された学位授与方針に基づき学位授与が適切に行われている。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の策定と公表

本学は学校法人梅檀学園が設置する大学であり、学園の建学の精神「行学一如」を基にして、「自利・利他円満」を教育理念としている。その実現のために各学部・学科・研究における3ポリシーの見直しを近年行ない、そこでの議論から学科ごとの「求める学生像」「入学前に培うことを求める能力」を既に平成29年4月からホームページに公表している（※1）。

また、当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準に関しては、学部、学科ごとに「入学前に培うことを求める力」として詳細に定め、「東北福祉大学 入試ガイド」及び「東北福祉大学 Campus Guidebook With You」において盛り込まれている。

障がいのある学生の受け入れについては、障がいの程度により必要とされる配慮が異なることや、目的・目標を達成できない場合があることから、学部の入学試験要項に所定の手続きを明記し、申し出に対し、個別相談により試験の実施方法などを決定している。「障がいのある学生の受け入れ方針」についても、明文化してホームページにおいて提示されている（※2）。

このように、本学はその理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を

踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受入れ方針を定め、広く社会に公表している。さらに、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表もしている。

(※1) トップ>大学について>教育方針

「本学及び各学部・学科・研究科の教育研究上の目的と3つの方針」

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>)

(※2) トップ>大学について>教育方針

「障がいのある学生の受入れ方針」(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/handicapped.html>)

(2) 学生の受け入れ方針に基づく公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜、運営体制の適切な整備、選抜の公平性。

入学者の募集・告知方法については、受け入れ方針に基づき、入学者選抜委員会において次年度の広報活動を計画・実施している。具体的な広報活動としては、受験雑誌、新聞広告、ホームページ、ダイレクトメール等の媒体を利用した間接広報、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、大学来校説明会、各地入試説明会、高校訪問入試説明会、出張講義に積極的に参加している。

大学案内、入試ガイド、及び各種パンフレットを作成するとともに、ホームページ（受験生向け、保護者向け、高校の先生向け）に同等の内容を掲載することにより、公正かつ適正な学生募集に努めている（※3）。

さらに、インターネット出願に伴い、学部入学試験要項についてはホームページ上に公開し広く周知し広報に取り組んでいる。

学部の入学試験については、副学長を委員長とする入試選抜委員会を設置し、その計画及び実施方針の策定を行っている。入学試験の実施に当たっては、入学センター事務部長を長とし入学センター職員がその円滑な遂行に努めている。

学部の大学入試センター試験利用入試及び一般入試において、その透明性を確保するため、出願受け付け終了後と同時に募集人数に対する志願状況の情報を公開している。合格発表はホームページ上で発表している。

入学者選抜委員会については、アドミッション・ポリシーに基づき役職にある教員および学長が指名する者からなる選抜委員により、透明性をもって公平かつ厳格に審議している。

選抜方法については、全学部学科とも、アドミッション・ポリシーに基づき、A0入試、専門課程等推薦入試、子弟等推薦入試、帰国生徒、社会人、外国人留学生入試、公募制推薦入試、センター試験利用入試、一般入試と、多様な入学試験方法で受験の機会を設けている。そのなかでも、社会福祉学科では、A0入試2次試験において高齢者施設での1泊2日の体験実習を課し、健康科学部保健看護学科および医療経営管理学科では、同試験において状況設定問題ディスカッションを取り入れるなど学科のポリシーに沿った選抜方法を採用している。そして、入試選抜の透明性を担保するために、入試判定会議として、入試選抜委員会を開催して可否を判定している。

通信教育部では生涯学習機関としての理念から、入学選抜方法を書類選考とし、4月入学および10月入学の年間2回の入学時期を設け、ほぼ全員が入学している。また、学生募集要項、およびホームページにて入学者選抜方法および事務手続の手順・方法を明確にしている。その他、不合格者への通知では、そ

の理由を明記することにより透明性を確保している。

大学院では、東北福祉大学大学院入試試験要項において、学生募集の情報は全国に公開し、過去の出題も公表されている。通信制でもアドミッション・ポリシーと「通信制大学院学則」に則り、筆記試験（専門科目）、面接試験、出願書類（研究計画書等）から入学選抜を行っている。いずれの入学者選抜も、大学院委員会を組織し、入試に関する透明性と公平性を確保している。

（※3）トップ>受験生の方へ

「入試情報」(<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>)

トップ>保護者の方へ

「保護者の方へ」(<https://www.tfu.ac.jp/guardian/index.html>)

トップ>高校の先生方へ

「入試情報」(https://www.tfu.ac.jp/teaching_staff/index.html)

（3）適切な定員を設定した学生の受け入れと、在籍学生数の収容定員に基づく適正な管理

学部全体の入学定員は、2015（平成 27）年に福祉行政学科および教育学科が設置され、さらに社会福祉学科が 100 名の定員増を実施して平成 30 年の入学定員は 1,300 名となった。このように各学科の出願状況、定員に対する入学・在籍者に鑑みて、学科新設及び入学定員の見直しを行ってきた。

2018（平成 30）年度の入学者は 1,513（入学定員 1,300 名）人であり、入学定員に対する入学者数比率は約 1.16 である。そして収容定員 5,200 名（通学学部生）に対する在籍学生数 5,905 名で、在籍学生比率は約 1.14 である。具体的に各学部・学科・研究科の入学者比率、在籍学生比率は次項の表の通りである（※4）。過剰、未充足にあたる学部学科に関しては、今後の管理体制を検討、内部質保証システムのもと是正に努める。

（※4）トップ>大学について>学生・教職員・卒業生

「学部・学科、入学・収容定員数、学生数、入学者数及び卒業生数」

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/count.html>)

入学定員と定員充足率（2018年5月1日現在）

大学院/学部	学科/専攻	入学定員	入学者数	充足率
大学院総合福祉学研究科	社会福祉学専攻博士課程	3	—	—
	社会福祉学専攻修士課程	10	6	60.00
	福祉心理学専攻修士課程	20	4	20.00
大学院教育学研究科	教育学専攻修士課程	10	1	10.00
大学院計		43	11	25.58
通信制大学院総合福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程	10	16	160.00
	福祉心理学専攻修士課程	10	1	10.00
通信制大学院計		20	17	85.00
総合福祉学部	社会福祉学科	400	473	118.25
	福祉心理学科	120	138	115.00
	福祉行政学科	100	116	116.00
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	100	119	119.00
	情報福祉マネジメント学科	100	117	117.00

教育学部	教育学科	初等教育専攻	210	243	115.71
		中等教育専攻	40	45	112.50
健康科学部	保健看護学科		80	92	115.00
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40	43	107.50
		作業療法学専攻	40	47	117.50
	医療経営管理学科		80	80	100.00
合 計			1,300	1513	116.38

収容定員充足率（2018年5月1日現在）

学部	学科/専攻	収容定員	在籍学生数	充足率	
総合福祉学部	社会福祉学科	1,600	1,825	114.06	
	福祉心理学科	480	576	120.00	
	福祉行政学科	400	461	115.25	
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	400	460	115.00	
	情報福祉マネジメント学科	400	446	111.50	
教育学部	教育学科	初等教育専攻	840	930	110.71
		中等教育専攻	160	181	113.13
健康科学部	保健看護学科		290	326	112.41
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	160	165	103.13
		作業療法学専攻	160	194	121.25
	医療経営管理学科		310	334	107.74
合 計		5,200	5,905	113.56	

（４）学生受け入れの適切性についての定期的点検・評価及び改善に向けた取り組み

学生募集については、各種広報活動の内容や成果が入学選抜委員会から IR センターや経営情報分析室に報告され、経営戦略会議において、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適正に実施されているかを確認している。

入学選抜については、各入試終了後に、学科および専攻ごとに、学生の受け入れ方針に基づき公正かつ適正に実施されているかを検証し、その結果を学長に進達し、教授会で審議している。また、各入試結果を基に、学科および専攻ごとに各入試の定員、出願資格、試験問題、面接内容を再考し、それらを入学選抜委員会での審議を経て部長学科長会議または教授会に諮り、次年度の入学試験要項の改定に反映させている。通信教育部においては通信教育部委員会が、大学院では大学院委員会がその役割を担っている（※４）。なお、定期的検証については、内部質保証システムで行なっている。

（※４）「通信教育部委員会規程」「大学院委員会規程」

２．点検・評価

本学では、学生の受け入れ方針を明示したうえで、それに基づいた公正かつ適切な学生募集および入学選抜を実施するとともに、定期的な検証を行っている。一部、大学院研究科・専攻において定員が未充足であり、課題として認識している。現在、本学の基盤教育を含めた教育課程の見直しを進めており、令和２年度には確定させる予定（国家試験関連科目を除く）である。

第6章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的に基づいた大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成方針の明確化

本学が求める教員像はホームページ(※1)、教員の使命と役割については学内規程の「組織・職制規則」第9条において明確に定められている。また、資質については、「東北福祉大学教員選考基準」において、教授・准教授・講師・助教・助手の資格としての資質が明記されている。各学部でもその求める教員像、組織の編成方針は、これらの大学全体のものを共有している。教員組織の整備については、下記の図解を参照されたい。

とはいえ、学部・学科の教員組織の編成に関する方針は、一部明文化されていないのが現状であったために、30年度末までには各学科で明文化することとした。

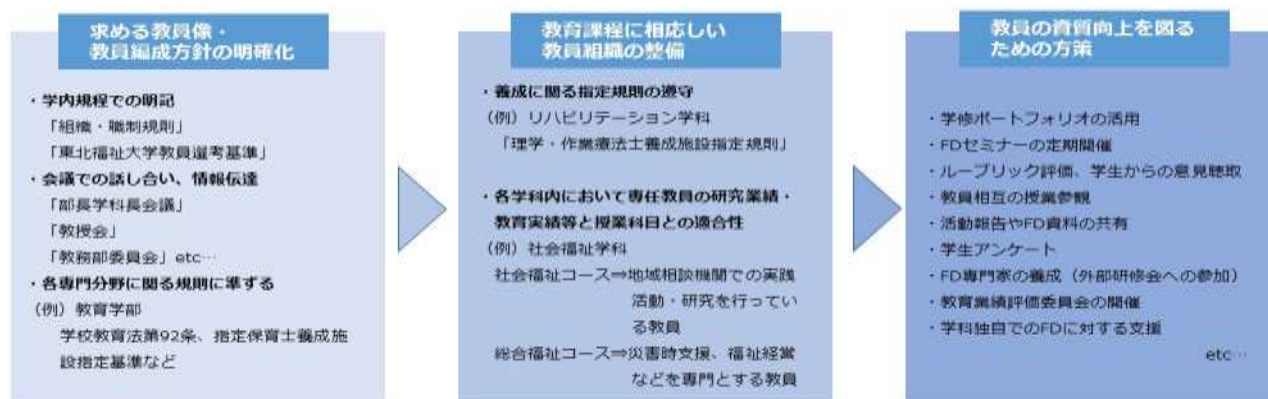
(※1) トップ>大学について>各種方針

「大学の求める教員像および教員組織の編成方針」

(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

【図解】教員組織の整備について

教員組織の整備について



教員像、教員組織の編成方針などは、大学HPに記載

教員の募集・採用・昇格の適切性

【募集】

- 法人部門で窓口を設置
- 本学ホームページや科学技術振興機構JREC-INを活用

【採用・昇格】

- 人事委員会での人事方針の決定⇒部長学科長会議を経ての承認
- 学内規程での明記
「東北福祉大学教員選考規程」「東北福祉大学教員選考基準」
- 研究業績偏重ではなく、学内外での活動状況から多元的に判断

⇒偏った人員・見方による採用、昇格ではなく公平で総合的に判断できるような体制

(2) 教員組織の編成に関する方針に基づく教育研究活動を展開と、適切な教員組織編成

本学は、ホームページにおいて、各「教育研究上の目的」を実現するために、「学位授与の方針」、「教

育課程編成の方針」に基づいた教員組織を編成している（※2）。また、編制に当たっては、学校教育法第9章（大学）第83条～第114条、大学設置基準第3章（教員組織）第7条～第13条、大学院設置基準第3章（教員組織）第8条～第9条の2を遵守し、そして本学では多くの種類の資格取得のための教育課程も有するために、その養成に関わる指定規則を遵守しながら教員組織を編成している。大学全体の専任教員は、各学部・学科、研究科において専門分野の研究を深化させ、必要な資格を有する教員組織が整備されている。

また、教員構成の明確に関しては、編制に関する方針の他に、以下の学内規程に明記されている。

- ・組織・職制規則第3章（大学及び大学院）第8条（職位及び職能）3項
- ・大学院学則では第56条（教員組織）

（※2）トップ>大学について>各種方針

「各種方針」(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

（3）教員の募集・採用・昇格等の適切性

教員の任免は、人事委員会において、その年度ごとの懸案事項に沿った人事方針を決定し、部長学科長会議の議を経て進めている。

本学における教員の採用及び昇任の選考については、『東北福祉大学教員選考規程』、また、教員選考基準が『東北福祉大学教員選考規程』第3条第2項に基づき『東北福祉大学教員選考基準』にて定められている。そこには、本学の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の選考基準が明記されている。

また、『学則』第10条第2項の規定に基づいて置かれる、選考（審査）委員会ともいえる「人事委員会」では、就業規則および教員選考基準に基づき、被選考者の学歴、教員としての経歴、研究上の業績（刊行された著書、論文、報告書等）、専攻分野に関する実務上の実績等のほか、学会及び社会における活動、勤労意欲、勤務態度・姿勢、人柄なども考慮に入れ総合的に判断している。

本学教員の募集については、特別に規程を設けず、法人設置以来の伝統・慣例により法人部門に常時窓口を開き、広く学内外からの推薦を得ている。また、これまで健康科学部保健看護学科・リハビリテーション学科、総合基礎教育課程〔外国語（英語）〕教員の採用にあたって、本学ホームページや科学技術振興機構JREC-INなどを活用し、公募も実施している。その他、各学部の専門分野により、学校教育法や理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、診療情報管理士養成校としての指定基準等、特定の規則に従い、教員を採用している。

昇格は、当該教員の教育への取組み、研究業績偏重にならず、学内外での活動状況等から多角的に判断し、人事委員会で候補者を選考（審査）し、検討と決定を経た上で、部長学科長会議の議を経て、教授会において報告している。なお、昇格の審査基準には研究教育業績の他に社会的活動、社会貢献も加味し、建学の精神である「行学一如」および「自利利他円満」に沿ったものとしている。

なお、本学では、定年制（一般）教員制度の他、任期制教員、客員教員、客員研究員、嘱託教授、特任教員などの種別の教員任用制度が規定され、教育、研究に必要な教員および研究員は必要に応じて随時確保されている。

通学および通信制大学院に関しては、大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、大学院教員は学部兼担を原則としている。教員人事は、人事委員会規程に則り運用されており、教員の選考は、人事委員会規程に規定する「教員選考基準」および「就業規則」等に基づき、人事委員会、研究科

委員会において審議され、学長に進達され、学長により決定される。

(4) ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織化及び多面的実施並びに教員の資質の向上を図るための方策

FDについては、FD委員会が下記の通り実施している（※3）。

① 教育能力向上及び教育改善に資する教育プログラム又は教育システムの企画及び開発

アカデミック・ポートフォリオの活用をめざし、その前の段階としてティーチング・ポートフォリオの活用を推進している。また、「マイステップ・リエゾンポートフォリオ」（学修ポートフォリオ）を開発し、その活用促進と教員コメントのフィードバックを推進している。

② 研修会の開催

全学的には、定期的なFDセミナーを企画し、実施している。FDセミナーはビデオ撮影して教職員に動画公開しており、欠席の教員も含め、全教員がFDセミナーに参加できる環境を整備している。FDセミナーは、大学院生にも参加を勧めており、プレFDを兼ねている。また、職員の参加も認めており、職員の資質向上にも役立てている。

③ 授業内容、方法の改善、向上

学生による授業評価と意見聴取、授業向上ポートフォリオ、教員相互の授業参観、授業に関する自己点検・評価、自らの授業に対する授業評価や教員相互の授業評価、ベストティーチャーによる模擬授業、高い授業評価を受けた教員による学科等FD、ルーブリック評価の活用等を実施している。

④ 教員間での教育能力向上及び教育改善に関する認識の共有

FD/SDのホームページを作成し、「活動報告」「資料」「お役立ち情報」（リンク集、大学教育の動向）として、情報を提供し、共有している。

⑤ 教員の教育能力向上及び教育改善のための調査等の実施の統括

教員アンケート、学生アンケート、卒業生アンケート等を統括し、IRセンター、学部学科等、関係部署と連携協力して実施している。

⑥ 教育業績評価委員会に審査された教員に対する教育能力の支援

必要に応じて、授業向上ポートフォリオや授業に関する自己点検・評価に基づく学科等の長の指導による教育能力の改善を支援している。

⑦ FDの専門家の養成

学内FD委員が、学外のFDやFD専門家養成の研修会などへ積極的に参加できるよう支援している。

⑧ 連携支援等

学部学科等・研究科専攻等のFDに対して連携支援している。また、SDに対して協力支援している。

以上のFD活動の有効性については、毎年、年度末に教員を対象にFDに関するアンケート調査を実施（2017年12月～2018年1月実施）、その有効性を検証し、改善に努めている。その結果、回答者のうち、「全学FDをどのように活用したか」という問に対して「教育方法の改善・向上」等を含め、9割以上がさまざまな項目で活用していた。また、学科等でのFDにおいても、9割以上が同様の項目で活用していた。この結果から、FDが教員の資質向上に有効であったことが示された。

また、年度初めに活動計画を立案し、前期終了時に進捗状況を確認し、PDCAサイクルによるFD活動に取り組んでいる。FD委員会の議事録、当該年度の目標と進捗状況、活動報告、FDアンケートの結果は教

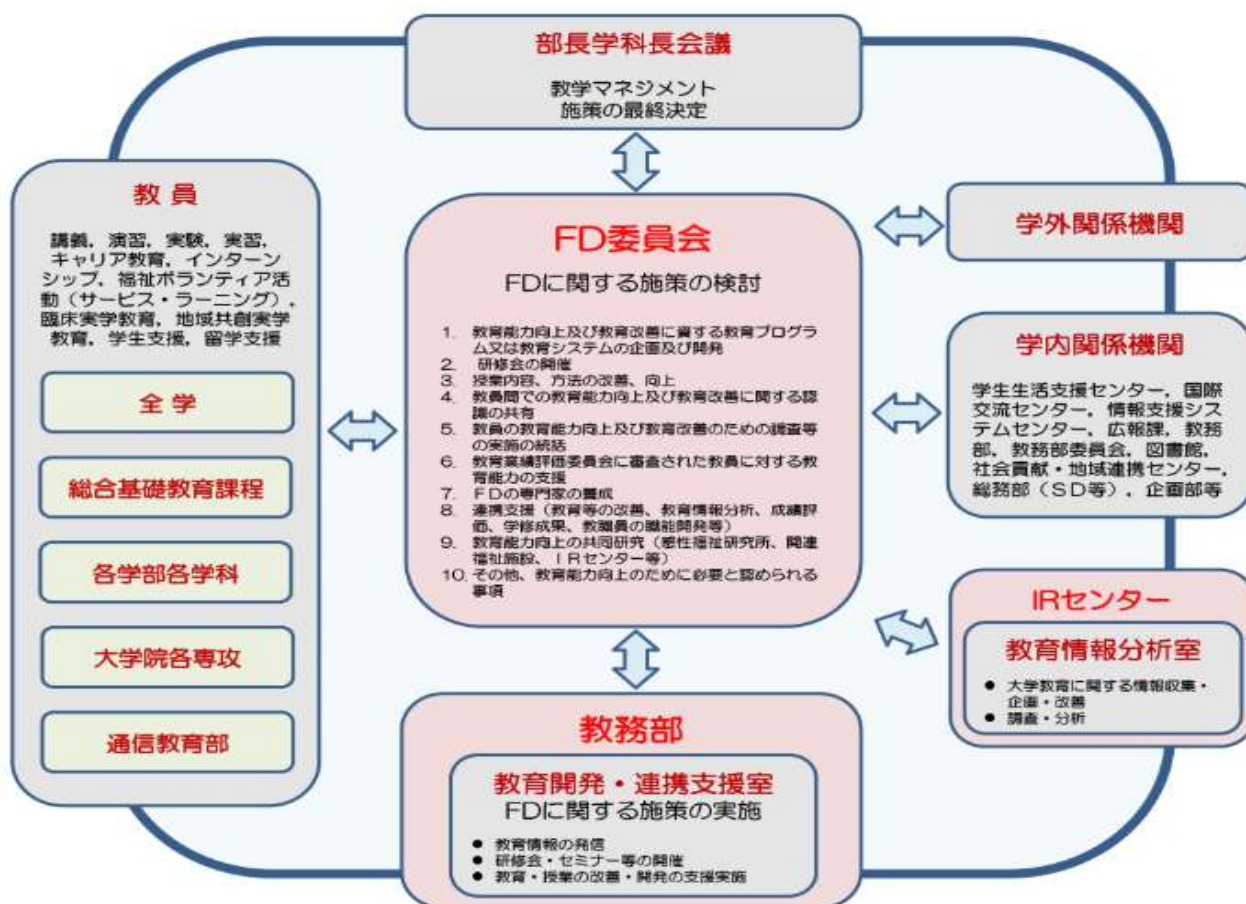
職員に公開し、FD委員会のFD活動が有効に機能しているかどうかを教職員が確認できるようにしている。さらに、教員の教育研究活動及び社会的な活動等については「教育・研究業績書」としてまとめ、ホームページにおいて公表している（※4）。

なお、大学としての各教員の教育力評価、研究活動評価、社会貢献や管理業務に関わる評価については、部長学科長会議を構成する者を中心とする「教育業績評価委員会」が設置されており、各種の評価を行っている。

上記は各学部学科に対し共通で行っているが、大学院教育研究科では独自に行っている取り組みもある。今年度、教育学研究科が独自（教育学科との合同を含む）開催したセミナーの内容は「発達障害の理解」であり、本研究科（および教育学科）の教員は積極的に参加している。

FD活動の組織体制に関しては、下記の図解の通りである（※5）。

【図解】FD 活動の組織体制について



(※3) トップ>大学について>FD・SD活動

「教職員向けFD/SD教育・協育・共育の支援」 (<https://www.tfu.ac.jp/fd/action/index.html>)

(※4) トップ>学部・大学院>教員紹介

「教員一覧」 (<https://www.tfu.ac.jp/education/professors.html>)

(※5) トップ>大学について>FD・SD活動

「組織体制」 (<https://www.tfu.ac.jp/fd/outline/organization.html>)

（５）教員組織の適切性についての定期的な点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取り組み

組み

専任教員の教育研究及び教員組織の適切性に関しては、上述した「組織・職制規則」第9条第2項において「学部長、学科長及び大学院研究科長は、それぞれ学部、学科及び大学院研究科における教育及び研究業務を総括する」と明記されているように研究・教育についての責任が明確となっている。

また、教員組織の適切性について組織的連携体制としては、部長学科長会議の下に学科会議が置かれ、学科の課題を共有しその課題を解決したり、法人や学長、教授会の決定事項、報告事項を伝達したりするなどの役割を果たしている。

学科会議以外においても、専門職の人材養成支援のための各種会議（たとえば、「カリキュラム編成会議」、「社会福祉援助技術演習Ⅰ等担当専任会議」、「保育士・幼稚園課程担当者会議」など）を組織して、担当教員（組織）の適切性及び各種情報の共有を図るなどの連携体制を構築している。

なお、大学院の組織的な運営・連携組織として、大学院委員会と研究科委員会が設置されている。前者は、大学院に関する学務及び運営その他研究科の重要な事項を審議し、後者は教育課程に関する事項、課程修了の認定に関する事項、学位論文の審査に関する事項等を審議することになっている。通信教育部においては、通信教育部教育・研究の基本方針及び教育課程の形成・編成に関する事項や、通学の課程その他付属教育研究機関との連絡調整に関する事項を審議する通信教育部委員会を設置している。

教育課程に相応しい教員組織の整備については、各学科内において専任教員の研究業績と教育業績等を勘案し、授業科目と担当教員の適合性を判断している。また、補充すべき授業科目が生じた場合には、採用過程において人事委員会が「東北福祉大学教員選考基準」に基づき、審議、判断をしている。兼任講師についても、「教員選考基準」の「講師の資格」を準用して行い、各学科長の下、授業科目と担当教員の適合性を確認したうえで、教務部委員会及び教授会の承認を経て学長が委嘱している。

大学院担当教員は、本学は大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、大学院教員は学部兼担を原則としている。教員人事は、人事委員会規程に則り運用されており、教員の選考は、「教員選考基準」および「就業規則」等に基づき、人事委員会において審議した上で学長に進達され、学長により決定されている。また、大学院指導基準の明確化に関しては、大学院委員会の承認を経て明文化している。

なお、客員教授、特任教授の各制度を設け、開講科目毎に学外からの兼任講師を招聘し、大学院における教育の充実を図っている。なお、大学院（通信制および教育学研究科を含む）における授業担当に関する事項を恒常的にチェックする体制としては、研究科委員会があり、定期的開催されている。

2. 点検・評価

本学では、大学として求める教員像および教員組織の編制方針に基づき、大学設置基準や本学就業規則などにより、各学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を適切に整備している。また、教員の資質向上を図るために、組織的にまた多面的に必要な措置（FD等）を講じている。したがって、概ね適切に取り組んでいるといえる。

課題として、全学の求める教員像及び教員組織の編成方針は明文化されているが、学部・学科の教員組織の編成方針が明確化されず、構成員への公開もされていなかったために改善を図っている途上であり、

各学科の教員組織の編制方針の策定及びホームページ上での公開は30年度末を予定している（※6）。

（※6）部長学科長会議議事録（平成30年9月12日）

第7章 学生支援

1. 現状の説明

（1）学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることが切るような学生支援に関する方針の明確化

本学では、学生支援に関する基本方針を定めている。

- ①各学部学科・研究科が目標とする人材養成の実現に向けて、学修指導及び福利厚生を充実させる。
- ②学生が自らの学修に専念することができる環境を整備する。
- ③学生の人間的成長と自立を促すための支援をする。
- ④学生が対等な個人として尊重される快適で安全な環境を提供する。
- ⑤学生一人ひとりが卒業後の進路を意識し、自らの質的向上を図るための支援をする。

このような基本方針を踏まえて、修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を定めている。学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針については、ホームページに公表している（※1）。

（※1）トップ>大学について>各種方針

「学生支援に関する基本方針」(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

（2）学生支援に関する大学としての方針に基づく、学生支援体制の整備及び支援の適切性。

①補習・補充教育に関する支援体制とその支援

補習教育に関する支援体制については、学力の向上・質保証する上でも必要不可欠であり、特に福祉分野や医療福祉分野等における人材の育成、関連指定規則、国家試験等への対応を踏まえ、学習習慣の継続、基礎学力強化を図り、専門知識を身につける上での基礎となるため、平成28年度より「TFU リエゾンドリル」のリメディアル教育を導入している（※2）。これにより本学において必要かつ基礎的な知識が得られるよう、適切な支援を行う。

補充教育については、授業において休講した場合は必ず補講を教員に義務付けしており、学年暦上、2月・3月・8月を除き毎月原則土曜日を補講日に設定し、実施している。

（※2）トップ>入試情報>入学予定者のみなさま

「リエゾンドリル」(<https://lines-drill.education.ne.jp/tfu/basic/>)

②自主的な学習に対する支援

学生の自主的な学習に対する支援として「ラーニング・コモンズ@ミュージアム」という名称の場を設置している。そこは学生・教職員の誰もが利用することのできる「新しい協働学修スペース」であり、人との多彩な交流を通して互いに学び合い、知識を創造し、高め合うことを目的とした「共有の学修創造の場」として位置づけられている。

本ラーニング・コモンズ@ミュージアムは美術工芸館の1階部分に位置するために美術工芸館の雰囲気を感じながら、学生、教職員、地域の方が自由に交流し、学修を行うことができる。また、一緒に考え、話し合い、意見を交わしながら、実践を通して学ぶ、活動的な学修の場となっている。そこでは学生アシスタント体制も整備している（※3）。

（※3） トップ>在学生の方へ>ラーニング・コモンズ@ミュージアムのご案内

「ラーニング・コモンズ@ミュージアムのご案内」

https://www.tfu.ac.jp/students/learning_commons.html

③障がいのある学生及び留学生に対する修学支援

障がいのある学生については、「障害のある学生の受入れ方針」を定め、入学前から支援を実施している（※4）。具体的には入学前から障がい学生支援室または特別支援教育研究室が本人及び保護者と面談し、障がいの状況並びに希望する支援についてインテークを行っている。インテーク結果に基づいて、支援方針を協議・樹立している。併せて障がいのある学生にとって学びやすい環境作りを進めている。授業における支援では、障がいの状況に応じて、ノートテイクボランティア（ノートテイカー）の配置や、担当教員に授業の進め方や教材についての配慮を依頼している。定期試験時では、補聴器の持参使用、試験時間の延長、解答用紙の拡大、パソコンによる解答許可、座席指定、別室での受験などを実施している。障がいのある学生への支援は、障がい学生支援を行う学生団体と協力し行っている。支援サポーター養成では、障がいに関する知識、支援方法についての講座、練習会などを学生団体と協同で開催している。そのうえでサポート技術を習得した学生サポーターを配置している（※5）。

留学生に対する修学支援に関しては、国際交流センターと教務部が連携をしながら行っている。本学から海外の教育機関へ留学・研修はもとより、外国人在学生へ各種奨学金制度の紹介、留学生の経済的負担を軽減し、本学における教育の国際化に寄与することを目的とする「私費外国人留学生学費減免制度」を創設している。

（※4） トップ>大学について>教育方針>障がいのある学生の受入れ方針

「障がいのある学生の受入れ方針」 <https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/handicapped.html>

（※5） トップ>学部・大学院>学生生活サポート

「障がい学生支援室」 https://www.tfu.ac.jp/education/handicapped_support.html

④留年者及び休・退学者の状況把握と対応

毎年度学期始めに教務課のガイダンスを実施し、前年度に発表している単位修得成績状況を基に、履修指導を行っている。単位修得状況及び通算 GPA があまり芳しくなく進路変更する学生や留年する学生については、教務課や学修創造支援室、ゼミ担当教員等において本人及び保証人（保護者）を交えて面談し、履修指導や進路指導を適切に行っている。

ガイダンスでは、各年次平均 33 単位以上の卒業単位を取得するよう指導しているものの、各種の就職試験等に必要になる卒業見込証明書の発行要件、すなわち 3 年次修了時点で 90 単位に達していない者も数十名は存在する。これらの学生の対応に関して早期把握に努め、原則的にはゼミ担当教員と教務課との連携で、4 年次のあいだに所定の卒業要件を満たすよう指導している。

留年者・卒業延期者に対しては、単位修得状況により、個別に十分な指導を行うとともに、国家試験等

の受験や卒業後の進路を見据え、卒業までの履修計画をたてる履修指導を行っている。

転学部・転学科については、転科出願資格としては、2年次で転科する場合は、1年次修了で33単位以上の単位取得が条件、3年次で転科する場合は62単位以上の単位取得が条件である。修学状況や進路変更により所属学部・学科から転科等を希望する場合は、本人の負担が軽減できるよう出来るだけ早い学年で教務課及びゼミ担当教員等とも相談の上、また転部・転科後の履修計画も検討しながらアドバイス等の支援を行っている。

退学者・休学者については、進路変更や体調不良、経済的事情等により修学が困難となった場合には、学生からの申出によりゼミ担当教員・課外活動指導教職員・教務課が学生本人、場合によっては保証人（保護者）とも面談を行いながら事情等を聴取するとともに、修学について話し合いを行っている。結果、やむを得ないと判断される場合には、退学願を提出させて、教務部委員会の議を経て、教授会に報告され、学長が休学又は退学を承認している。休学又は退学に至る学生の場合、理由としては、授業の長期欠席、学業成績不振、進路変更等が多く見られることから、ゼミ担当教員、課外活動指導教員等、関係部署が連携を図り、早期に対応することにより、できる限り修学を継続できるよう適切に支援を行っている。なお、学内に各学科と事務局横断の組織「中退防止対策会議」を開設し、情報の共有化と対策の方向性を検討している。その成果の一つとして、リエゾンゼミ担当教員の役割やゼミ登録の配慮など、より一層の中退者・留年者防止のための方策を2018（平成30）年度から実施した。

本学では年1.5%前後の退学学生がいるが、2014年度朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく 日本の大学」調査では、全国平均では8.1%、国立3%、公立4%、私立9.5%の数字が出ており、本学はこの数字より下回ってはいるものの少しでも減少させるべく、また学生の修学状況を早期把握するため、ゼミ担当教員、課外活動指導者教員等、学生生活支援センター、教務課と情報共有を図り連携しながら、退学・休学防止に向けた対応を行っている（※6）。

（※6）「部長学科長会議議事録」（平成30年度）

⑤奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学では経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、独自の給付・貸与による奨学金制度及び学費等減免制度を制定している。その他の各種奨学金についても適時学生への案内を行っている。また、学費等減免制度により東日本大震災被災学生に対する授業料の減免措置も平成23年度から継続して実施している。平成30年度の東日本大震災経済支援対象学生数は148名であった（※7）。

（※7）教授会次第（平成30年7月4日）

⑥心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

これまでは入学時・学修活動及び卒業時アンケート等により、学生の意識や実態・要望等を把握していたが、十分な学生意識が把握できないことから、平成27年度からは学生生活アンケートの実施を開始し、さらなる実態把握を行うこととした。同アンケート等の結果を基に学生及び教職員が現状・要望等を理解し、学生生活向上への方針を定めるうえで役立つ予定である。また日常の学生生活の不便や不満を解消するため、あらゆる機会を通じて学生生活に関する学生の要望や提案を収集し、可能な限りそれらに応じるようにしている。

学生の心身の健康保持に関しては、保健室とウェルネス支援室・学生相談室で担当し、また障害がある

学生の生活支援に関しては障がい学生支援室で担当している。これらの部署は学生生活支援センターとして機能しており、必要に応じて情報を共有するとともに、状況によっては学科や他部署等とも情報の共有を図るなど、連携による効果的な学生生活支援を実施している。

保健室には看護師 2 名が常駐し、ケガや体調不良等の応急手当を行うとともに、健康診断の受診勧奨及び実施、さらにポスター掲示等による健康に関する啓発活動を行っている。学生健康診断は毎年通信教育部を除く学部生と大学院生・科目等履修生を対象に、一定期間に学内医療施設「予防福祉クリニック」で実施している。学部生の受診率は、平成 30 年度 92.1%であり、ほとんどの学生が健康診断を受診している状況にある。健康診断結果は全学生に個別配付しながら保健指導を行い、検査項目に要所見がある学生には個別指導や医療機関受診等の指示を行っている。附属施設「せんだんホスピタル」では内科・精神科の一般診療を行っており必要時支援できる体制を整えている。又、学内衛生環境の整備については、必要に応じて安全衛生委員会の指示を仰ぎ業務を行っている。

精神的な悩みなどについては、ウェルネス支援室にカウンセラーが常駐し対応しており、相談の内容に応じて学生相談室でも曜日毎に専門のカウンセラーが対応している。カウンセリングによってカウンセラーが必要と判断、または本人が望んだ場合は、状況に応じて医療機関等を紹介している。また、学内の他部署や専門機関への紹介を行い、状況に応じた連携を図っている。ウェルネス支援室の相談件数のほとんどは生活に係る情緒問題であり、学生相談室は継続した心理相談である。ウェルネス支援室と学生相談室の年度毎の利用件数は増加傾向にある（※8）。

ハラスメント防止に対しては、生活支援の方針として「キャンパス・ハラスメントに関しては、規程・ガイドラインに基づいた対応を行うとともに、防止に向けての啓発活動も推進する」と定め、ハラスメントの相談受付窓口として保健室を位置づけている（※9）。

さらに、本学ではハラスメントの防止に向けて全学生配付PCにもインストールされている学生生活ハンドブック「CAMPUS」に「STOP!ハラスメント」のページを設けるとともに、ポスター掲示やガイダンス時に説明をするなどハラスメント防止啓発に努めている。なお、本学ではハラスメントに関する相談受付窓口を保健室としており、ハラスメント相談員を配置するなどし、相談しやすい環境づくりを行っている。

また、『就業規則』第 19 条第 1 項「教職員は、他の教職員、学生、関係者等に対し、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを行ってはならない。」に基づき、『ハラスメント防止等に関する規程』を制定している。くわえて、ハラスメントの防止及び排除に関する教職員等の意識の啓発、ハラスメント事案の調査、ハラスメントに関する問題の事実関係の認定、解決及び勧告等を担う「ハラスメント防止委員会」を設置している。

ハラスメントのない安心で快適なキャンパスに向けて「ハラスメント」をFD・SDのテーマとして取り上げて実施しており、今後も定期的に関催するなどし、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応できる環境づくりをさらに進めていく。

（※8）教授会次第（平成 30 年 7 月 4 日）

（※9）トップ>学部・大学院>学生生活サポート

「保健室」（<https://www.tfu.ac.jp/education/infirmarary.html>）

⑦学生の進路支援としてのキャリア教育

○キャリア支援に関する組織体制の整備

既述したように、本学の教育理念である「行学一如」に基づき、キャリアセンターの学生支援・進路支援は、自己のキャリア意識を醸成するキャリア教育から、実社会を知る・経験することができる就職支援までを系統的に学び・実践できるようプログラムが構築されている。

その基本的な組織体制としては、キャリアセンターが業務運営を担い、大学が設置する「キャリアセンター委員会」を審議組織として、同委員会の定期開催により、業務運営の適正化を図っている。また、キャリアセンターを中心に就職支援を全学的な取り組みとして推進するために、学科担当教員から組織される「キャリアセンター学科別担当教員の定期会議」を開催し、学科の専門職養成の状況ならびにその動向を踏まえた就職情報等の共有化を図り、多様な学生の進路選択に資する情報収集を図る体制を構築している。

さらに、キャリア教育と就職支援を軸にした学びと実践が有機的に学生にとって将来のキャリアに結びつくよう、早い段階から「インターシップ教育」との連携を強化している。また、流動化する福祉・教員養成に関する専門職課程を実態的に把握するために「福祉実習支援室」及び「教職課程支援室」等との連携体制を構築しているほか、「障がい学生支援室」等と連携し、「インターンシップ教育・就職活動」においても障がいをもつ学生に対する積極的な支援を行っている。また、「公務員受験対策室」・「リカレント室」を併設している。公務員受験対策室では、教員が学内講座として公務員受験対策講座を実施し、公務員試験合格を目標に福祉の専門知識をベースにして経済系や法律系の幅広い専門知識を身に付け、社会に貢献できる、基礎学力の向上に努めている。リカレント室においては、卒業後就職先を探している卒業生のために、登録制による継続的な就職活動の支援、求人情報の閲覧、個人相談、面接指導等を受けられる支援を行っている（※10）。

なお、キャリアセンターの基幹的業務としては、「企業情報の収集・求人票の管理」、「学生の進路希望登録の管理」、「学生の就職活動支援（個別進路相談、講座・ガイダンスの開催、セミナー・適性試験・内定者報告会の開催等）」、さらに「合同企業業界セミナー」および「教育懇談会」開催の実施等をキャリアセンターの年間行事に位置づけ実施している。

（※10） トップ>進路・就職

「東北福祉大学のキャリアサポート」 (<https://www.tfu.ac.jp/career/index.html>)

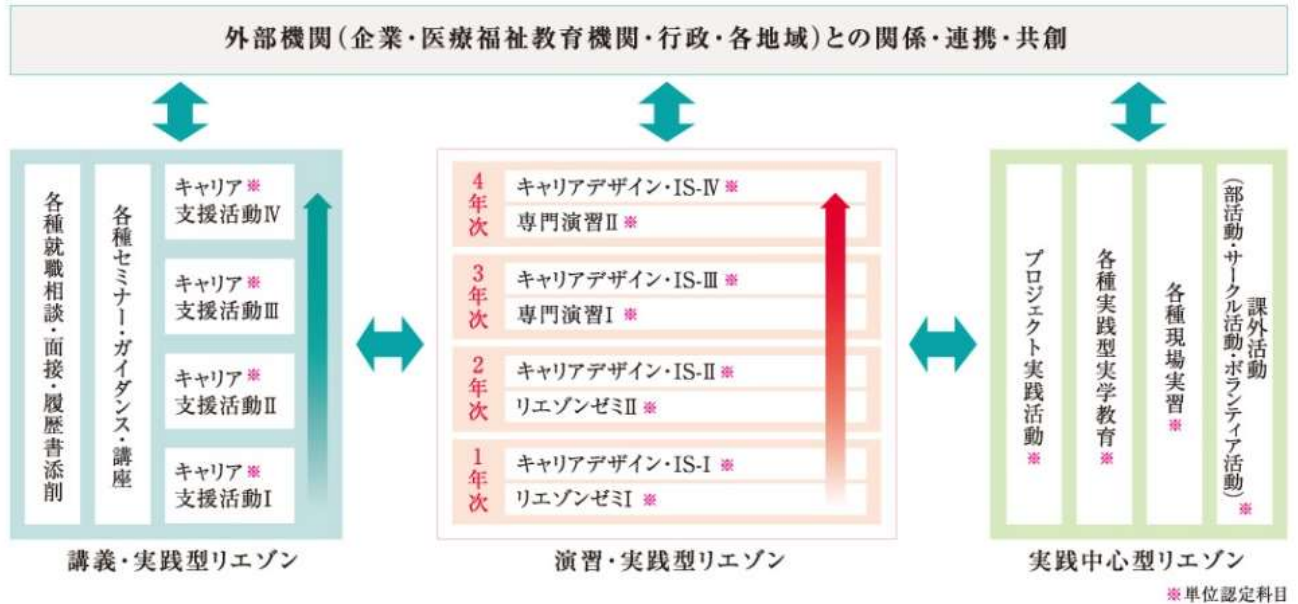
○進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

A キャリア形成（キャリア教育）

平成30年度より、従来のインターンシップⅠ・Ⅱ、キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ等の科目を「キャリアデザイン・インターンシップⅠ・ⅡA、B・Ⅲ・Ⅳ」に改組した。本プログラムは、自分のキャリアを自分でデザインしていくことを教育の基本におき、自らかかわる（主体性）、自ら考え気付く（課題発見能力など）、自らアクションを起こす（実行力）を3つの柱に、課題に前向きに取り組む解決しようとする力（人間力・忍耐力）をもったたくましい人材の育成を目標にしている。そのために展開しているのが、自分の将来をデザインしていく力、必要な情報を収集し整理する力、人間関係を築く力、意思を決定する力を養うさまざまなキャリア教育プログラムであり、キャリア教育プログラムの最大の特徴は、リエゾン型（連携性、関係性など「つなぐ」という意味）のプログラムとなっている点にある。1～4年生までが継続的に繋がる「演習・実践型リエゾン」（リエゾンゼミとキャリアデザイン・インター

ンシップ)を中心に、キャリアセンター主催の各種講座・セミナー等を軸とする「講義・実践型リエゾン」と学外活動を中心とした「実践中心型リエゾン」から構成されている。

【図解:キャリア教育の概要】 本学HPより



B 就職活動支援

キャリアセンターでは、事業所の情報収集と求人情報の登録について、東北6県・首都圏を中心に、学生の就職希望を踏まえた定期的な事業所等の求人情報の収集を実施し効果的なマッチングに向けた就職情報の収集・管理を実施している。また、受け付けた求人票の管理についてはICTを用いておこない、学生への求人情報の発信に、ポータルサイトであるユニバーサル・パスポートを活用することで、より簡易な求人情報へのアクセスを可能にしている。また、ポータルサイト上での就職相談の内容については、キャリアセンター内で共有できる仕組みを設けており、学生の進路情報の共有化を通して効果的な就職支援の仕組みを整備している。

また、学生への就職支援については、就職活動の開始前に3年生全員を対象として進路登録票の提出と個別の進路相談を実施している。この学生の個別情報がデータベースとなり、その後本格化する就職活動を支援していくことになる。また、学生の内定状況の把握と個別のフォローアップを目的とした内定状況調査(通称:ゼミ調査)を複数回にわたりゼミを介して実施している。そのような取り組みを仕組化することで、ゼミ単位で個別的なフォロー機会を創出し、学生の就職活動を継続的に支援する取り組みとしている。キャリアセンターが開催する通年的な就職対策講座としては、本学の多様な学科構成への対応として、企業・福祉・医療・公務員・教員など、それぞれの分野別進路に合わせた実践型講座を企画しており、「自己分析・業界・職種研究」、「履歴書・エントリーシート作成指導」、「模擬面接」、「就職ダイアリーの作成・配布」、「筆記試験対策」、「マナー講座」等を年間行事の中で実施している。

C その他のキャリアセンターの就職支援の取り組み

本学キャリアセンターでは、学生・事業所のよりよいマッチング機会の創出を目的にして本学主催の

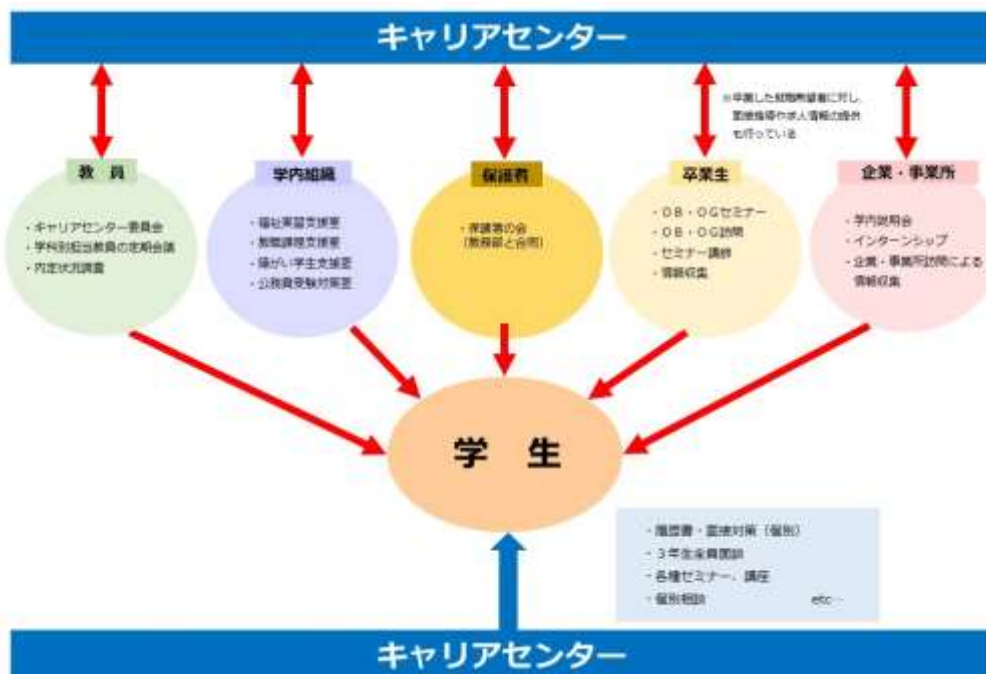
合同企業業界セミナーを実施している。毎年 120 社程度の事業所を招き説明会を実施している。また、キャリアセンター内にセミナー室を設置し、学生の多様な進路希望に対応する分野別（福祉施設・医療施設・企業・官公庁等）の学内単独説明会を開催している。そのような取り組みを通して、求人情報に対する学生のアクセスをサポートするとともに、学生・企業双方が効果的なマッチングが図れるよう環境上の工夫をしている。また、平成 31 年 2 月には企業等の人事担当者、本学教職員、学生からなる「キャリア懇談会」（約 230 名参加）を開催し、事業所との連携とともに参加学生のキャリア意識の向上に努めた。

「内定者報告会」、「OB・OG セミナー」を分野別に開催している。就職活動について、身近な先輩学生とディスカッション形式で学ぶことで、話を一方的に聴くだけではない機会をつくり、多様な就職情報へのアクセスを提供するとともに、実社会で既に活躍している OB・OG から業界・企業の話聴く機会を設けている。

さらに、就職活動の学生において保護者を重要なステークホルダーとして位置づけている観点から、昨今の就職活動の流動化・複雑化の様相を説明する機会を設け、学生・保護者にとって納得できる就職選択が可能になるような取り組みを実施している。具体的には、保護者にとっての関心事項の中心となる教学情報と就職情報を一体的に情報提供・相談できるように、教務部とキャリアセンターが合同で東北 6 県・北関東を中心とする地域別会場で「教育懇談会」を開催している。

最後に、卒後支援としては、「ICT を活用したリカレント・システム」を構築し、在学生のみならず卒業生への就職支援まで総合的なキャリア支援を展開できる組織体制を整備推進している。

【図解】キャリアセンターの取り組み、ステークホルダー等との関連



⑧ 正課外における学生生活活動への支援

学生の課外活動については、人間力向上を目的として行われているが、学生の心身の健康づくりにも深

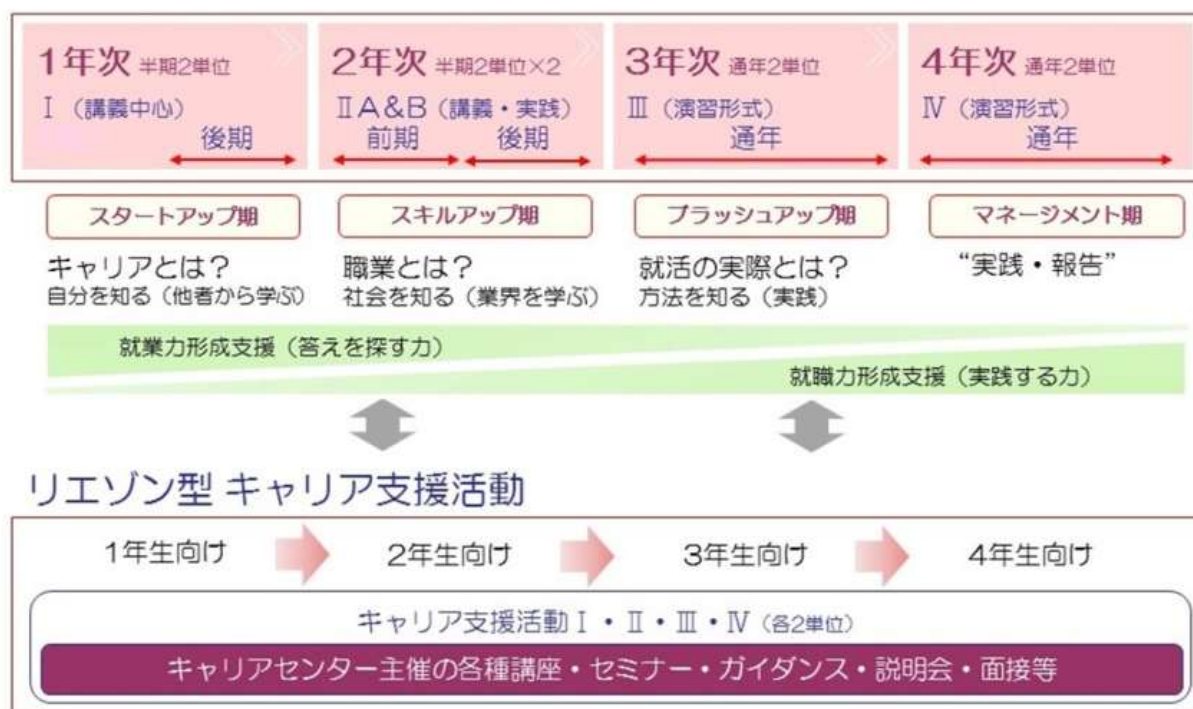
く寄与している。現在、大学指定団体 8 団体、体育会 24 団体、文化会 37 団体、同好会 33 団体が大学公認団体として登録・活動し、参加する学生の割合（延べ）は、平成 30 年度 83.6%と活発な状況である。学生生活支援センターでは各団体の部長を務める教職員と連携して、学生の人間的成長に向けた指導を安全面に配慮しながら行うなど充実した支援を行っている。また、ボランティア活動や学生自主活動「地域活性化プロジェクト」の支援を行っている。

未成年者の飲酒・喫煙や違法薬物の禁止、SNSトラブル防止、事件・事故防止等については注意喚起・巡回指導等により学生指導を行い、学内秩序の維持による学生生活の安全確保を行っている。注意喚起等の啓発活動については、学生生活ハンドブック「CAMPUS」や全学年へのガイダンス指導、学内ポータルシステムによる掲示指導を行っている。

●代表的な取り組みの例

キャリア支援の取り組みの特徴は、次のようなキャリア関連講座と就職支援講座により学生の就業力を高め、就職活動を強力にサポートしていることである。

【図解】リエゾン型キャリアデザイン・インターンシップの体系



東北福祉大学HP リエゾン型キャリア教育をもとに改定

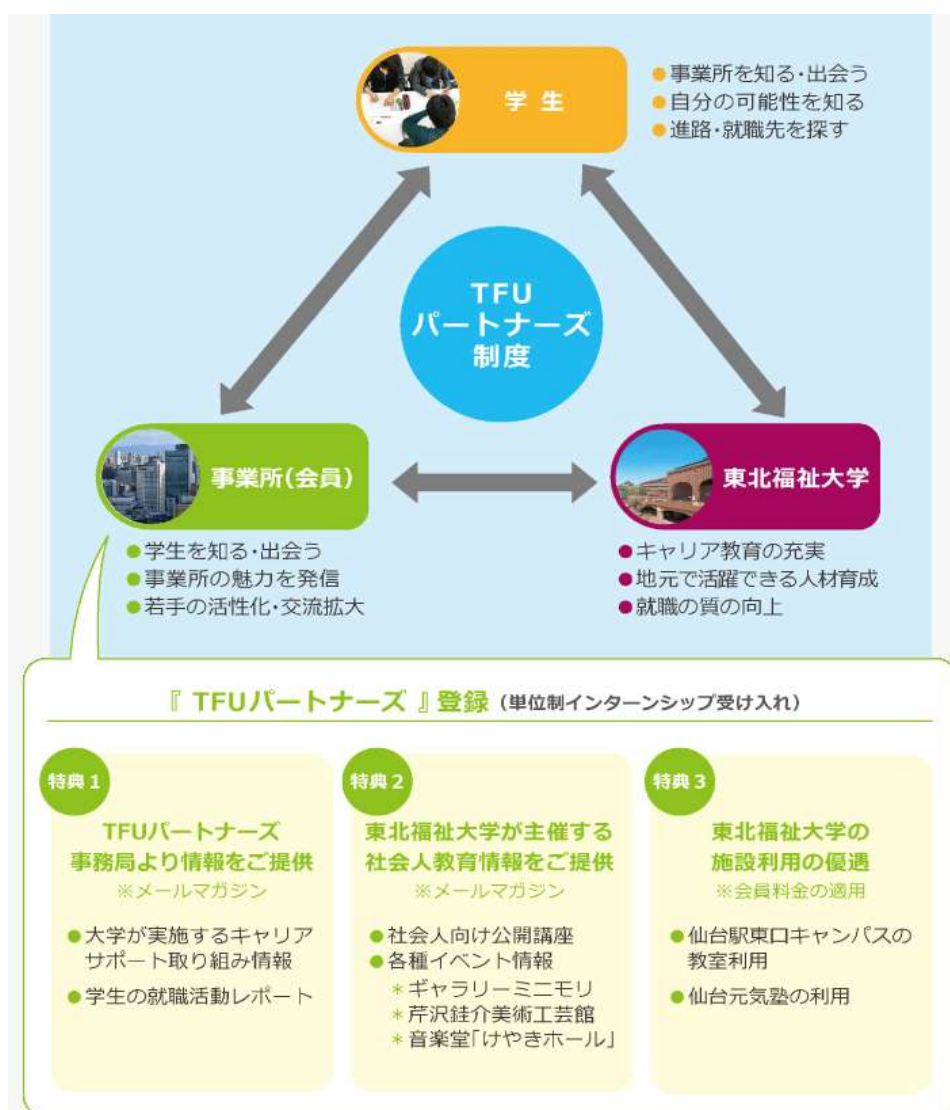
1 年次の「スタートアップ期」は、人間的教養を身に付けるべく学問の基本を学び始める時期であり、この時期に『自己理解・他者理解』を促すキャリアデザイン・インターンシップ I では、「人間としての自分を理解すること」と「他者との関係性の中で成り立つ自分」を認識させる。それは社会人として、また職業人として生きていく自分の出発点での立ち位置を知る作業であり、自分の特質を理解し、職業人生を歩いて行くための方向性を見いだす一助となる。これらをテキストの使用による学びと多くのワークで認識することになる。

これに対して2年次の「スキルアップ期」は自己スキルを認識する時期にあたり、3年次の「ブラッシュアップ期」、4年次の「マネジメント期」の土台になる時期であり、この時期に『社会理解』を促すキャリアデザイン・インターンシップⅡは、広く浅く産業社会を知ると同時に、そこで生きて働く自分の将来を見据え、さまざまな職業、職種、それらの活躍の場である「業界」や実践の場である「組織（企業、行政、病院、福祉施設、学校、NPO、その他）」の基本的知識の修得と動向および現状を理解させる場となる。

3年次の「ブラッシュアップ期」は、いわゆる業界研究を深め自己の進むべき専門職種を見極める時期であり、キャリアデザイン・インターンシップⅢは、『企業・業界理解』を促し、3年生後半からスタートする就職活動に向けての最終準備を行う。そして、4年次の「マネジメント期」での、就職活動という『実践』につながっていくのである（※11）。

さらに、インターンシップを中心としたキャリア教育の推進のために、「TFU パートナース」を創設し、150社以上の会員を得ている。これは大学と企業の連携により、学生と企業の相互理解を深め、就職に向けた活動を支援する制度である（※12）。

【図解】TFU パートナース制度の枠組み



(※11) トップ>進路・就職>東北福祉大学のインターンシップ

「単位制インターンシップ」(<https://www.tfu.ac.jp/career/internship.html>)

(※12) トップ>進路・就職>インターンシップの受入れについて (TFU パートナース)

「TFU パートナースのご案内」

(<https://www.tfu.ac.jp/career/s9n3gg000000gayf-att/s9n3gg000000hchy.pdf>)

2. 点検・評価

本学では、教育理念を実現するために、学生の修学、生活、進路について方針を定め、組織的な支援体制を構築し機能している。このような体制整備により、適切かつきめ細かな支援を実施している。

①修学支援関係

○留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年生及び休・退学者数を低水準に維持するため、学生、保証人(保護者)、教員、学生相談室等がより密接な連携を図り、情報の共有化に努めながら支援を継続している。平成 29 年度より、GPA1.50 未満の 4 年生に対する「卒業認定試験」が適用されたことから、3 年終了時点における GPA を集計し、現段階での該当学生およびその人数を抽出した。その結果を部長学科長会議において共有し、今後の学修支援の参考とした。

さらに、早期対応として「リエゾンゼミ I」を担当する教職員(主担任、副担任)に対して、欠席が多い学生への支援体制の統一を図るためのガイダンスを実施した。

○補習・補充教育に関する支援体制とその実施

補習・補充教育に関しては、学則第 1 条に掲げている目的・使命を達成するための学力・学士力向上、人材育成のための質の高い教育実践方法、支援体制の構築を継続的に検討してきた。特に補充教育については、授業を欠席した学生に対して EduTrack を活用しつつ、「授業をビデオ撮影し、ネットや別ブースを設けて欠席した授業を見られるようにする」などの方式を一部導入している。

また、入学前教育から引き続き初年次教育の一環として、ドリル方式の「TFU リエゾンドリル」を導入して、基礎学力の定着化を図っている。これらの方式を在校生へ普及させることが今後の課題となる。

②生活支援関係

○学生健康診断の受診率向上

学生健康診断受診率を向上させる目標を立て、①健診の体制として運動部の団体受診と一般学生を分けての効率的な実施、②実施医療機関の協力を得て予約時間枠を増枠することによる予約時の利便性の向上、③健診の受診案内は学内掲示と学内ポータルシステムにて全学生対象に行い、運動部主務会や入学・進級ガイダンス等の機会をとらえて広報活動を実施 等の対策を講じ、受診率は 92.1%となっているが、今後も継続して、学生自身の健康管理についての関心の低下や、健診の重要性・必要性の認識不足に対し、啓発・広報活動の更なる内容の充実と一層の周知活動を行う。

○ウェルネス支援室・学生相談室利用学生の適切部署への早期振分

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の期間において、ウェルネス支援室・学生相談室において、739 件の相談を受け付けた。その内容としては「心理的問題」が最も多くなっているが、「精神的問題」「課外活動」「生活情緒」などの問題である。このような多様な問題を抱えた利用学生を早期に適切な部

署・機関に振り分け、より必要な支援につなぐ具体的な方策を模索中である。

③進路支援関係

○就職支援・キャリア教育

これまでの課題を踏まえて、早い段階にてキャリア教育、インターンシップ等の充実を図るために平成30年度より1年次からインターンシップの導入、適職適性性格検査の実施を通じて、進路選択に役立っている。さらに同年度からのキャリア支援講座の単位化を活用しながら、キャリア支援の充実を図るとともに講座等の参加率を上げていく。また、キャリアセンターと各学科との連携強化がより一層必要であり、各学科との協力体制の構築が必要である。

さらに、学生と事業所とのマッチング強化を図り、きめ細かな情報収集や学内説明会へ優良企業を誘致し、今年度から実施したキャリア懇談会の充実を図っていく。

第8章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針の明確化

教育研究等環境の整備に関する方針は、ホームページ [トップ>大学について>各種方針](https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html) https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html で公表している。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備の整備

1) 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に適切に努めている。

運動場については、国見キャンパスにトレーニング室を備えた大規模体育室(アリーナ)が所在する他、H-3館(多目的体育館)は主に卓球場として活用している。北山キャンパスにはソフトボール場(多目的広場)、国見ヶ丘第1キャンパスには武道館(柔道場・剣道場・合気道場・少林寺拳法場)、全天候型屋内体育館・ゴルフ練習場、第2キャンパスには陸上競技場・サッカー場・野球場・テニスコート・弓道場からなる総合運動場が所在する。

大学の校舎に専用の施設(学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、実験実習室)、図書館、保健室、学生自習室、学生控室、体育館、印刷教材等の保管および発送のための施設)を法令に従い適切に備えている。

校地面積は 336,033.1 m²であり、大学設置基準上の基準に基づく本学の必要校地面積 49,750.71 m²を満たしており、校地面積を適切に確保している。

校舎面積は 76,239.51 m²であり、大学設置基準上の基準に基づく本学の必要校舎面積 24,557.90 m²を満たしており、校舎面積を適切に確保している。

(3) 図書館、学術情報サービスの十分な機能

図書館では、本学の教育・研究、学習に必要な図書及びその他資料を収集、管理し、その利用に供するとともに地域の知の拠点として地域社会に貢献することを目的として図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子

資料等を体系的に収集し、学習、教育・研究活動支援を行うよう学術環境の機能を整備している。

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書館は、図書館規程第3条の目的に定めるように、教育及び研究に必要な資料を収集、整理、保管して、本学の教職員、学生及び一般の利用に供している。この図書館資料は、図書館資料収集規程に基づき、図書館資料選定委員会を定期的に開催し選定している。また、学生リクエスト、研究用図書、リザーブブック等の図書購入申込みを「東北福祉大学図書館 OPAC」の利用者サービス機能を使い行うことができるように整備することにより、体系的・網羅的に蔵書を収集するよう努めている。

また、東日本大震災関係資料の収集にも努め、特設コーナーを設置して利用に供している。

○図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備等の利用環境

図書館は、地上3階建（一部4階）で各階に閲覧室（602席）を有するほか、ブラウジングルーム、パソコンコーナー、AVブースコーナー、ラーニングコモンスの機能を備える集団学習室などを併設している。また、国見ヶ丘第1キャンパスにリハビリテーション学科及び大学院向けのサービスを提供するため分室を設置している。分室には閲覧室（51席）、パソコンコーナー、AVブースコーナーを設置している。

職員は、館長以下13名（内有司書資格者9名）、パート職員2名（内有司書資格者1名）、学部学生・大学院生のサポーターで構成している。

開館時間は、本館が平日9:00～20:00、土日祝日10:30～18:30で平成26年度の開館日数は328日、分室はリハビリテーション学科、大学院と協議し、平日11:00～19:00、土日祝日休室とし、開室日数は225日である。平成27年度から更なるサービス向上を目的として学部学生の貸出冊数を5冊から10冊に、大学院生は15冊から30冊に改訂し、学外での長期実習中の特別貸出も開始した。

学部学生は全員パソコンの貸与を受けており、図書館をはじめ学内のほとんどの場所から無線LANに接続し情報検索を行える環境を整備している。図書館では情報検索性パソコン12台、OPAC検索性パソコン6台、プリンター3台（用紙持参で無料）を設置している。また、平成26年度から論文検索ガイダンスを学部学生希望者対象に実施している。

○国内外の教育研究機関との学術相互提供システムの整備

国立情報学研究所の提供するCiNiiを機関定額制での契約や単位互換ネットワークに参加する大学・短大および宮城県図書館の蔵書目録を同時に検索することができる「学都仙台 OPAC」に参加している。さらに、国立情報学研究所のNACSIS-CAT/ILLによる相互協力により、目録情報の共有化、図書・雑誌文献の相互貸借サービスにより資源の有効化を図り、学術機関リポジトリポータル JAIROに参加しその構築と連携に努め、国内外への学内学術情報の提供に努めている。

また、私立大学図書館協会、東北地区大学図書館協議会等に加盟し最新の大学図書館情報を加盟館と共有している。東北地区大学図書館協議会で協定を結び、学生証での入館を可能にしている。

（4）教育研究等を支援する環境や条件の適切な整備

1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

①教室等の整備

本学では、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた教室等を次のように設置している。講義室78室、演習室37室、実験実習室40室、情報処理室6室、語学学習施設5室、そして体育館、ゴルフ練習場

1面、野球場2面、テニスコート3面、弓道場1面などを整備している。

②学修の支援室とラーニング commons の整備

本学では、学修創造支援室と語学・異文化学習支援室を設置している。

また、語学・異文化学習支援室がラーニング commons として作られているほか、ラーニング commons の機能を備える集団学習室及びグループ学習ができる学習ホールや学習スペースを学内に整備している。

③情報基盤及び各種システムの整備

本学ではさまざまな教育・研究活動を通じて、あたま(知)とこころ(心)とからだ(体)の三つのバランスがよく取れた、21世紀を支える人づくりに取り組んでいる。この取り組みの中で ICT 教育にも力を入れており、平成17年度より全学部生を対象にノート型 PC を貸与し、講義やゼミ、自宅学習や学務など様々な場面で活用できるよう整備している。

ネットワークをはじめとする情報基盤や各種システムについても教育・研究ニーズに合わせ積極的に整備を進めている。

本整備については総務部情報センターが担当しており、各種システムの企画・管理・運営に加え、学生・教職員の PC 関係のトラブル対応も当センターで実施しているため、安心して ICT を利用できる環境を整備している。

○全学部生を対象としたノート型 PC の貸与

平成17年度より全学生を対象にノート型 PC を無償貸与している。平成27年度は Apple 社製 Macbook Air を貸与した。OS については MacOS、Windows のデュアルブート構成、両 OS には Office やウイルス対策ソフトをインストールしており、幅広い教育ニーズに対応できるよう整備している。

○学内無線 LAN

講義内での ICT 利活用推進のため、ほぼ全ての教室・演習室・自習室において学生・教職員が利用できる学内無線 LAN を整備している。

○学内共通 ID、パスワード

学内各種サービスを利用するために必要な学内共通 ID・パスワードを各個人に対し付与している。

○学内ポータルシステム

学内における各種事務連絡、Web 履修登録や講義資料・課題管理など教育面での機能や、就職支援、ポートフォリオ、授業評価アンケートなど様々な機能を Web ブラウザ上から利用できるポータルシステムを整備している。

○グループウェア

学生、教職員がメールやカレンダー、ファイルストレージなどの機能を利用できるグループウェアを整備している。

○各種ソフトウェアライセンス (Windows、Office、SPSS、ウイルス対策)

教育・研究目的で全学生・教職員が利用できる各種ソフトウェアライセンスを整備している。

○専門教室 (2001 館、CALL 教室など)

特殊なアプリケーションを用いて実施される教育 (プログラミング、グラフィックデザインなどの情報処理実習、外国語、心理学など) のため、専用の教室 (2001 館、情報処理室、CALL 教室) を整備している。

○その他

各教室にはPCやタブレット等の画面が投影できるディスプレイやプロジェクターを整備している。

④バリアフリーの推進

学生を含む学内外の障がい者を有する方に、安全で快適な環境を提供するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進している。

平成18年度より設置された障がい学生支援室と連携し、ハード面はもとよりソフト面においても積極的にバリアフリー化に取り組んでいる。障がいのある学生の授業受講においては、ボランティア学生と連携した聴覚障がい学生への文字通訳（ノートテイク）支援や、肢体不自由や視覚障がい学生への移動支援などの環境が整備された。また、東日本大震災を経験し、障がいのある方の災害等発生時の支援態勢について検討を行っている。今後も東日本大震災被災地にある福祉系大学の使命として、更なる充実を図っていく必要がある。

本学の各キャンパスは丘陵地に存在している。特に中心校地である国見キャンパスは、正門から講義棟までが坂道で、下肢に障がい者を有する学生の中には自力で上ることが困難であるなど、地形そのものが大きな問題を抱えている。現在は既述のとおり、単独で講義棟まで来ることが難しい学生には、学生ボランティアを派遣し移動をサポートしている。また、授業開講が多い講義棟にはエレベーターが、段差のある箇所にはスロープが設置され、下肢に障がい者を有する学生の学内の単独移動がほぼ可能となっている。

また、弱視など視覚に障がい者を有する学生に配慮して、各教室入り口やエレベーター内、階段手すりなどに点字標記を行っている。

更に、図書館の閲覧室には、車椅子利用者対応の昇降式デスク、弱視者対応の拡大読書器なども配備している。

2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

教育支援体制として、ティーチング・アシスタントは、「ティーチング・アシスタント等採用内規」によって制度化している。本制度は、教育効果を高める目的で、本学学生に教育・調査・研究等の補助的実務を担当させるものである。実務内容によって①リサーチ・アシスタント (RA)、②ティーチング・アシスタント (TA)、Non-TA/RA・アシスタント (UGA) に区分される。前2つは大学院生および大学院研究生に限り、後者は学部学生等となっている。これらの者は、本学諸部署の長やその他学長が特に認める者が、時間管理をも含め指導監督の責任を持つ。TAは、実習等の教育の補助に当たるほか、UGAの統括や指導の任にも当たっている。

たとえば、主として通学課程の大学院生が心理学実験・研究法のスクーリングで、TAとして実験機材の使用指導、実験レポートの書き方指導、統計ソフト使用時のパソコン操作補助を行っている。また、カウンセリング系のスクーリングにおいて、小グループに分かれてワークを行う際のファシリテーター（ワークを円滑に進めるための進行役）としてサポートを行っている。これらの効果測定は、学生へのアンケートによって測っている。具体的に学生からは、「心理学研究や実験は難しいものだと考えていたが、先生やアシスタントがサポートしてくれて、何とか取り組むことができた」などの感想が多く寄せられている。TAが入る科目は実験など初学者が不安を感じる科目が多いものの、スクーリング・アンケート結果によるスクーリング満足度は平均3.26点（満点4.0）となっている。

3) 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

本学では、個人研究費 22 万円（年）、図書購入費 10 万円（年）、学会出張など旅費 10 万円（年）を教員に保証している。この他、特別研究助成制度（40 万円、50 万円、200 万円のいずれかの助成額申請が可能）を設けている。

全教員に研究室（約 22 m²）を配置している。研究室には、教育準備や研究に必要な備品（書架、机、椅子など）を配置している。全ての教員（専任講師以上）の責任担当授業時間数は 12 時間（6 コマ、ただし外国語およびスポーツ担当は 14 時間、7 コマ）と画一化しており、大学院教員については、学部における担当科目数を配慮している。なお、研究専念時間の確保として、月曜日から金曜日のなかの 1 日を研究日として各教員に配当している。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、平成 11 年 4 月 1 日に開設した感性福祉研究所における、人を対象とした研究およびその実践を倫理的、福祉的観点から審議する「研究倫理委員会規程」を制定した。また、平成 16 年 4 月 1 日に、本学及び感性福祉研究所で研究にあたるすべての研究者に倫理原則を周知徹底させるため、「研究倫理原則」を定めた。研究のみならず、あらゆる分野での不正を排除するため、平成 18 年 12 月 1 日に、「監査委員会規程」を定めた。不正行為の早期発見・早期是正のためには、情報提供が不可欠と考え、同年に、「公益通報者保護規程」も制定した。

知的財産権の高まりとともに、「東北福祉大学知的財産に関する基本理念」を宣言し、研究成果の公開原則を決定した。また、「東北福祉大学利益相反ポリシー」を定め、利益相反を防止するための体制作りを定め、研究機関の透明性、公益性を確保することとした。平成 22 年 9 月 1 日に、「東北福祉大学職務発明規程」を制定し、特許権を中心とした知的財産権の帰属を明確化した。あわせて、その際の「実施補償金の取扱細則」も定め、適正処理に努めた。平成 23 年 4 月 1 日には、「東北福祉大学産学官連携ポリシー」で産学官連携の透明性を確保し、同時に、「東北福祉大学著作権取扱規程」を制定し、三者間における著作権の帰属関係を明確にした。翌平成 24 年 4 月 1 日には、「東北福祉大学共同研究取扱規程」で、研究費の取扱いを明確にし、同時に、「東北福祉大学受託研究取扱規程」も制定した。

平成 26 年の文部科学省ガイドラインを受け、本学も早期に学内での検討作業に入った。平成 27 年 4 月 1 日に、「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」を制定・施行した。従来の研究不正の防止に関する取組は、研究者自身への規律を強め自律を求めるものが中心であった。今回は、それに加え、大学が制度として研究不正の防止に取り組む方針を採用した。また、学長のリーダーシップで、早急に是正措置がとれるよう配慮した。

「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」では、本学の研究活動の不正行為防止についての最高管理責任者を学長とし、研究活動に関する行動指針ならびに不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を策定することを責務としている。学長を補佐する実質的責任者として、副学長を統括管理責任者とした。統括管理責任者は、研究倫理教育の実施計画の策定が最大の職務となる。また、その指針を受けて、現実に研究倫理教育を実施するのが、研究倫理教育責任者であり、原則として、学部長ならびに大学院研究科長がこれに当たることになる。

研究倫理意識の醸成に向けて、平成 27 年度には、FDテーマとして「研究倫理（含 SNS）」を取り上げるとともに、CITI Japan プロジェクトの研究倫理教育プログラム（eラーニング）を用いるなどの取組を実施している。

（６）教育研究等環境の適切性についての定期的検証とその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組み

内部質保証システムの実施マニュアルに基づき、学校教育法や大学設置基準、学校教育法施行規則等の各種法令等に定められている基準を満たしていることの点検・評価（【自己点検・評価シート様式 2】）、及び各種方針や手続きに基づいた目標設定や実行についての自己点検・評価（【自己点検・評価シート様式 3】）を毎年行っている。

平成 30 年度は、2 つの目標を掲げて取り組みを実施した。

① 北山キャンパスグラウンド及び国見ヶ丘第 2 キャンパス総合運動場の整備

平成 30 年度は、強風の日に砂ほこりが舞い近隣に迷惑をかけている北山キャンパスグラウンド及び経年劣化により、凸凹があったり、水はけが悪く、授業や課外活動に支障をきたしたり国見ヶ丘第 2 キャンパスの総合運動場（陸上競技場、野球場）を整備する計画を立て計画通り、北山キャンパスには飛砂粉塵防止用の砂を敷き、陸上競技場は人工芝に張り替えて整備した。

しかし、野球場については、平成 30 年度内に整備が完了しなかったため、平成 31 年度に継続する。

② 最新 AV 機器への変更

ステーションキャンパス(S 3 0 0、S 3 2 0、S 4 0 0、S 4 0 1、S 5 0 0、S 6 0 0、3 演習室、自習室、食堂)及び ウェルコム 2 1(基礎医学実習室、エントランス)の AV 機器をプラズマディスプレイから高効率型の液晶モニターに変更した。

平成 31 年度の教育研究環境等の整備については、整備未完了の野球場の整備を継続する。そして、新たに、各教室・演習室・学習ホールの照明による照度管理及び空調設備による室温管理を、学校環境衛生基準に基づき適切に実施すること、及び平成 29 年度にも「ひろびろトイレ」、オストメイト設備トイレの増設等バリアフリー化を実施したが、学生から、2 号館 1 階の学内のバリアフリー化及び保健室付近へのバリアフリートイレ(オストメイト対応)の設置の要望があがっているため、平成 31 年度上半期までに整備の可否を検討することの目標を掲げて、教育研究等環境の整備に取り組む。

2. 点検・評価

本学の学修や教育研究等のための整備については、適切に行っており、校地・校舎および施設・設備についても適切に整備している。また、図書館サービスを含む教育研究環境は十分に配慮するとともに、全教職員が研究倫理を遵守するための体制を構築している。このように学生の学修並びに教員による教育研究活動が行えるような支援体制をとっている。

第 9 章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

（１）方針の明確化

社会連携・社会貢献の方針については、以下のように定めて明確にしている。

① 地域社会・国際社会への協力的方針

本学ホームページ [トップ](#)>大学について>東北福祉大学の挑戦—地域共創に向けて—において、本学の社会貢献の方針、歩み等を明確にして公開している。さらに、規程集に「社会貢献・地

域連携ポリシー」を掲載している。

② 産学官連携の方針

規程集に「東北福祉大学産学官連携ポリシー」として定め明確にしている。

(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づく取り組みの実施と教育研究の成果の社会還元

内部質保証システムの実施マニュアルに沿って、「社会貢献・地域連携ポリシー」及び「東北福祉大学産学官連携ポリシー」に基づき、毎年目標を設定して計画的に取り組んでいる。

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動については、以下のとおりである。

○附属病院せんだんホスピタル

せんだんホスピタルは、地域社会に対する良質な医療の提供、福祉系大学としての充実した教育・研究の実施、及び学生の臨床実習による良質な医療人の育成を目指し平成 20 年 6 月に開院した。主な診療機能として、病床数は 144 床、診療科は精神科、児童精神科、神経小児科、内科の四科を標榜し、特診外来として児童思春期外来を設け東北地方では初となる児童思春期専門の子供専門病棟を有している。さらに、包括型地域生活支援部門を備え、専門医や精神保健福祉士、作業療法士、看護師がチームを組み、積極的に在宅訪問する包括的サービスを 365 日、24 時間体制で提供している。平成 21 年度から入院中の中学生に対する教育の場として病弱・身体虚弱特別支援学級としての「院内学級」を開設して教育上の利便性を担っている。

平成 28 年 8 月 1 日に国が定める認知症疾患医療センターとして指定を受けセンターを開設し順調に診療を行なっている。

○本学の関連福祉施設

本学は建学の精神に「行学一如」（学業も実践も本は一つ）を掲げ、実践の場として関連福祉施設を有し地域社会の人々に福祉サービスを提供している。福祉サービスとして全国的に行われている《認知症の利用者を対象とする少人数生活空間「ユニットケア」》、《ユニットケアを地域の中に取り込む「逆デイケア」》、《施設ケアを地域密着型にするため、施設の近隣にサテライトを置き、在宅ケアの充実を図る「地域密着小規模・多機能サービス」》は、本学の関連福祉施設が先行して実践してきたモデル事業を参考としている。

以下、社会貢献・地域連携センターの各室等の社会へのサービス活動を述べる。

○社会貢献・地域連携センター生涯学習支援室

本室は、公開講座をはじめとする「開かれた大学」の推進を通して、本学の教育・研究の成果を広く社会に開放し、生涯学習に対する社会の要請や職業人の再教育など社会の期待に応えることを目的として平成 5 年に設置された。①市民開放講座、②履修証明社会人コース（職業人の再教育講座）、③社会人聴講生の受入を行っている。平成 30 年度は、生涯学習支援室は社会人の生涯学習を支援するために公開講座等を開催し、また、社会人聴講生や履修証明社会人コースの社会人学生を受け入れた。公開講座では、「禅に学ぶ」「伊達政宗生誕 450 年歴史講座」、「仙台藩と戊辰戦争 150 年」「古文書の解読法」「戦国大名の正体」「笑い与健康」など、年間 48 講座を開催し、延べ 3,715 名が受講した。履修証明社会人コースの異文化コミュニケーションコースで 1 名、自分再発見コースで 2 名が入学し、自分再発見コースの 2 名が修了した。社会人聴講生の受け入れでは、前期 32 名、後期 4 名、計 36 名の社会人聴講生を受け入れた。

○社会貢献・地域連携センター地域共創推進室

大学の周辺自治会と大学とが地域が抱えるさまざまな課題と情報を共有し、課題解決を図るため平成 22

年に開設された。平成30年度は、個別支援（町内会）3件、団体支援（町内会）33件、特別支援（災害等支援）1件、その他の支援（その他地域）8件、自主事業（活動報告会、各種講習会等）6件、地域見守り支援活動は6町内会で実施した。3者（国見地区、仙台市青葉区、本学）による地域共創推進連絡協議会も年3回開催し、意見交換、活動報告等も行った。

また、大学周辺自治会にとどまらず、七ヶ宿町活性化支援、石巻市網地島活性化支援、栗原市活性化支援等を行なった。

○社会貢献・地域連携センター予防福祉健康増進推進室

本室では、「自分に合った健康をデザインする」をテーマに、平成16年開設以来、さまざまな健康増進プログラムを通して“地域の皆さんの元気づくり”を支援している。平成30年度の実績は以下のとおりである。

- ① 人材育成講座の開催に関しては、人材育成講座（メディカルフィットネス講座、臨床美術講座、社会参加支援）がそれぞれ5講座（69名）、2講座（75名）、3講座（57名）開催した。
- ② 地域住民の健康増進に寄与する健康増進教室、交流企画、セミナーの開催については、健康増進教室（元気健康セミナー、メディカルフィットネス教室、臨床美術教室）がそれぞれ4回（232名）、385回（2,556名）、42回（264名）開催した。
- ③ 近隣自治体の健康増進事業の支援については、自治体契約件数は5件（延べ34回）であった。
- ④ 学生教育として、延べ170名の実習受入れを実施した。

○社会貢献・地域連携センター臨床心理相談室

我々は、複雑な現代社会で生きていく上でいろいろな悩み、葛藤、ストレスを受けている。本室は、一般市民を対象にこころの健康の回復、維持、増進のために臨床心理相談を行っている。対象は、子どもから成人までである。相談内容は、不登校、いじめ、チック、引きこもり、親子関係・夫婦関係、うつ、パニック障害傾向等幅広い。

○社会貢献・地域連携センター鉄道交流ステーション

平成19年5月、本学ステーションキャンパス3階にオープンした鉄道歴史文化資料館である。平成19年3月に新設された「東北福祉大前」駅が、鉄道発展史上重要な交流電化試験を行った交流電化発祥の路線であるJR仙山線にあることから、鉄道の歴史資料を一つの地域文化遺産として収集・保存し、後世に伝えていく教育普及活動を推進するとともに、大学と地域の人々との交流を発展させる場となることを目指している。

○社会貢献・地域連携センター次世代育成支援室

本室は、子育て支援の基盤となる家族を形成あるいは今後形成していくであろう人々（思春期以降）を対象に、“いのち”の大切さを知り、“いのち”を育む力を育てること、及び0～3歳児およびその養育者を対象に、子育ての不安や精神的負担感の軽減とネットワーク形成を図ることを目的に開設された。平成30年度の実績は次のとおりである。乳児期から学童期を中心とした子育て・子育て支援（国見ヶ丘せんだんの杜保育園共催「親子遊びはっぴーらんど」：22回）、石巻市「母子講演会」での講演：1回、遊び広場「バウハウス」：1回）、さらに地域の小学校を中心とした教員の授業づくり支援事業（「第二日曜の会」：7回）を行った。

○学生生活支援センターボランティア支援課

ボランティア支援課は、学生及び教職員のボランティア活動を推進・支援し、地域社会のニーズに対し

て協力できるシステムを作り上げ、もって地域社会に貢献することを目的として平成10年(1998年)に設立された。なお、ボランティア活動は、福祉ボランティア活動Ⅰ～Ⅳとして教育課程の中に組み込まれ単位認定している。平成30年は、開設20周年を迎えた。平成30年度の実績は、以下のとおりである。

多くの学生が地域貢献の一環であるボランティア活動へ積極的に参加した(依頼件数:280件、活動者数:1,607名(平成30年1月7日現在)。また、「ボランティア活動50周年感謝祭」を開催し、共助社会の実現のため、地域社会や各大学との新ネットワークの構築を目的としたフォーラムを開催した。

さらに、みやぎ観光復興支援センターとの共同により、全国の中・高校生の修学旅行を受入れ、被災地見学や震災語り部、防災教育講座を実施するとともに、学生ボランティア系サークルの活動の支援や連携、ホームページによる広報の充実を図り、学生の活動や学生ボランティア系サークルの活動を外部へ発信し、地域住民・団体・企業・行政等と連携したボランティア活動を実施した。

○芹沢銈介美術工芸館

本館は、地域に開かれた大学構想の一翼をになう文化施設として市民に公開し、生涯学習時代に即応した多様な学習機会や芸術文化に触れる機会を提供する目的で平成元年に開設された。学内外と諸団体との連携を図りながら活動を行っている。平成30年度の実績は、以下のとおりである。

国見キャンパスから、仙台駅東口キャンパスへ移転が決まり、2018年6月30日をもって、国見キャンパス内の活動を終了した。仙台駅東口キャンパスでの展覧会は、オープン記念展「人間国宝・芹沢銈介 文様万華 ーもんようばんかー」2019年1月25日(金)から開催中である。

① 教育普及事業

講演会を1回開催し233名参加。学芸員によるギャラリートーク3回開催43名参加(1/18現在)。ワークショップ(展覧会毎・授業・臨時含む)71回開催1,343名参加(1/18現在)。出張WS「ミニカレンダーに型紙で模様を染めよう」地域間交流会 地域共創推進室主催 1回28名参加。

② 学生教育事業

リエゾンゼミ見学、その他授業の受け入れの他、工芸館クラブ「風の会」の活動、博物館実務実習、生誕祭を実施した。また、教育活動としてミニモリサポーターズの指導を実施した。

③ 学外団体、学校教育との地域連携として

仙台・宮城ミュージアムアライアンス(SMMA)への事業参加「展示の広場」「体験の広場」(114名参加)、日本博物館協会「国際博物館の日」記念事業協力5/18無料開館、『仙台都市圏どこでもパスポート』、『石巻広域圏ゆうゆうパスポート』、『いきいきSUNクラブ』 各種団体への無料、割引サービスへの協力を例年通り実施した。

④ 資料保管活動

資料の貸出、資料の借用、収蔵保存整理のための調査研究、収蔵品目作成、展示物・収蔵品の地震対策、作品の修理・消毒、表具・額装を例年通り実施した。

⑤ 展覧会事業

○ 国見キャンパス

特別展「芹沢銈介 暮らしに生きるデザイン」同時開催 併設展「芹沢長介収集品紹介 そば猪口」2018年4月9日(月)～6月30日(土)、開館77日入館5,789名

○ 仙台駅東口キャンパス

オープン記念展「人間国宝・芹沢銈介 文様万華 ーもんようばんかー」

2019年1月25日（金）～ 3月25日（月） 開館 53日

○音楽堂「けやきホール」

音楽堂「けやきホール」は、地域に開かれた大学構想の一翼をになう文化施設として市民に公開するとともに、学生に情操と教養、感性を身につけてもらいたいという願いから平成6年に開設された。学内外と諸団体との連携を図りながら活動を行っている。平成30年度の外部使用実績は、講演会4回、コンサート10回、学会2回、その他シンポジウム・イベント2回、小中学校演奏会・合唱コンクール等5回である。

○教育・教職センター特別支援教育研究室

本室は、発達障害のある子どもが、その持てる力を最大限に発揮しながら生活し学習できることを目指し、そのための新しい支援の方法・内容を実践的に追求し、その支援の方法・内容を一般化することによって、我が国における特別支援教育の質を向上させる推進力となることを目的の一つとしている。平成30年度の実績は以下のとおりである。

- ・発達障害児者の発達支援、学習や行動上の課題に関する保護者相談 144件
- ・発達障害児・者へ学習支援、行動のつまづきへの支援等

	個別学習	ソーシャルスキル	作業療法	パソコン教室	ペアレントトレーニング
回数	95回	111回	12回	15回	46回
参加延べ人数	95名	602名	12名	65名	110名

- ・発達障害児者に関わる保育士、教員、特別支援教育支援員、保護者等を対象とする研修
 - 第1回 「幼稚園・保育所における特別支援教育」（受講者：63名）
 - 第2回 「中学校における発達障がい生徒の支援」（受講者：44名）
 - 第3回 「発達障がいのある人への就労支援—就労経験のある当事者の方とともに—」（受講者：34名）
- ・地域支援
 - 地域の保育園、小中学校等への訪問件数：120件、研修会等講師件数：148件

○総務部災害対策課防災士研修室

本学では、東日本大震災の教訓から実践を踏まえ、防災知識を身につけた人材育成が地域や職域における災害への備えを担い、安心・安全な社会づくりが必要、急務であると考え、防災士（日本防災士機構認定）養成の本室を平成24年度に開設した。平成30年度の実績としては次のとおりである。

① 防災士養成研修講座の開講

東北の防災リーダーの養成機関として市町村や関係団体とともに、学生、一般対象の防災人材育成を積極的に行い、次の大規模自然災害に対応できる環境整備を進めた。本学、福島県いわき市、宮城県石巻市等8自治体で12回開講、835名の受講があった。

② 普通救急救命講習の開講

防災士研修カリキュラムでは、消防署等が実施する「普通救急救命講習」を受講し、応急手当の技術等について習得するよう定められている。仙台市消防局の協力を得て応急手当と心肺蘇生法、AEDの使用法を含む普通救急救命講習を学生、教職員を対象に16回開講し、183名が受講した。

③ 防災士スキルアップ研修

東北福祉大学防災士養成研修講座を受講し資格を取得した学生及び社会人防災士を対象に、5回

開催し、461名の防災士が受講した。

④ 防災士活動

東北福祉大学防災士養成研修講座を受講し資格を取得した学生及び社会人防災士の地域等と連携した防災士活動を120回開催した。

○国や地方自治体等の委員委嘱による政策形成等への寄与の状況

大学に所属する人的資源を国や地方自治体、社会福祉法人、公益財団の政策形成への寄与として、平成30年度は教職員約86名、約152の委員会等の委員へ委嘱されている。

○大学の施設設備の開放

芹沢銈介美術工芸館、音楽堂、図書館、校地の開放を行っている。芹沢銈介美術工芸館、音楽堂については、既述した通りである。

図書館については、平成19年度から社会人を対象とした「登録会員制度」を設けて地域の人々に開放している。

校地については、高齢者等の健康増進施設としてパークゴルフ場を設けて、地域の人々に開放している。

学外組織との連携協力については、以下のとおりである。

○関連福祉施設との連携

「実践現場における学び（実習）」と「大学における学び（講義・演習・グループスタディー等）」を有機的に結び付ける「実学臨床教育」と呼ばれる少人数の教育プログラムを実施している。

○産学官連携共同研究

地元企業、全国展開企業、自治体等と連携協力して、認知症予防や睡眠関係の共同研究等を実施している。

平成30年度は、本学、山形県天童市の三和油、古川農業試験場、カルビ等31団体が連携して、農林水産省の「～油糧米利用率100%を目指して～ 多角的な連携を通じて油糧米が創る新産業・その事業展開に係る研究開発プラットフォーム」を設置した。米油生産業者を中心に、米生産者、米製品製造業者、菓子製造販売業者などの米に関わる一連の事業者と、それらに関わる様々な研究者、技術者との産学官連携により、油糧米の利用率100%を見据え、米油およびその製造過程で出てくる副産物の研究と食への活用による人材育成と雇用の創出を目指している。

○コージェネレーション

地球にやさしい環境・エネルギーの品質別電力供給システムの実証研究を本学、仙台市、NTTファシリティーズ、NTTファシリティーズ総合研究所が共同で実施した。2011.3.11の東日本大震災時も本学施設・関連福祉施設へ電力を供給し続けた。震災後、そのことが高い評価を受け、国内外から視察が増えている。

○自治体との連携事業

既述した通りボランティア活動、防災士養成、予防福祉健康増進事業等で自治体と連携したさまざまな事業を実施している。

地域交流・国際交流事業への積極的参加については、以下のとおりである。

○地域交流事業への積極的参加

- ・既述した地域共創推進室の活動は、大学が地域に日常的、具体的（PTA支援、運動会支援等自治会活動に参加）に関わり、大学と地域のお互いの顔が見えるお付き合い（交流）である。

- ・ 既述の芹沢銈介美術工芸館の地域連携事業の項を参照。
- ・ 本学が設立した NPO 法人せんだいアビリティネットワーク (<http://www.san.or.jp>) と協力し、障害者や高齢者、子ども及び一般市民に対して、IT 支援を通じた情報技術の修得並びに少子高齢社会に対処するための福祉支援に関する活動を行なっている。

○国際交流事業への積極的参加

- ・ 仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクトへの参加

『仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクトは、フィンランドの国家プロジェクトと仙台の国際共同プロジェクトです。仙台市青葉区水の森に平成 17 年 3 月にオープンした仙台フィンランド健康福祉センターを拠点に、高齢者の自立した生活を実現するために、フィンランドと日本の企業・大学が行うサービス・機器の開発支援を行っています。』(以上、仙台フィンランド健康センターHP より)。発足当初より、本学と関連福祉施設「せんだんの館」が参加。現在も、プロジェクトに参加しているフィンランドの大学の研究者や地方自治体関係者、福祉関連企業と本学の施設関係者や研究者との間で研究交流が行われている。

- ・ 中国における保健・福祉・医療分野の教育・研究・実践

平成 16 年から中国の大学等からの要請に応じて、中国の全人口の 10% 超 1 億数千万人と言われる 60 歳以上の高齢者問題について、教育、研究の連携支援を行ってきた。留学生の受入はもとより、日中共同の研修会の実施、中国福祉関係実務者の研修受入、福祉人材育成の学科開設の支援等を行ってきた。その結果として、東北師範大学人文学院に福祉学院社会福祉系 (<http://chsnenu.edu.cn/fz/fzx/>) が設置された。

平成 23 年からは日中関係が悪化したことから留学生の受入に留まっていたが、近年、社会福祉分野での教職員の研究交流が再開している。

- ・ 平成 30 年度実績

宮城県 EPA 介護人材養成プログラム (宮城県による日本語および介護分野での教育支援) 【受入】
介護福祉士候補生 8 名 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

(3) 社会連携・社会貢献の適切性についての定期的に点検・評価とその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組み

内部質保証システムの実施マニュアルに基づき、学校教育法や大学設置基準、学校教育法施行規則等の各種法令等に定められている基準を満たしていることの点検・評価 (【自己点検・評価シート様式 2】)、及び各種方針や手続きに基づいた目標設定や実行についての自己点検・評価 (【自己点検・評価シート様式 3】) を毎年行っている。

実施マニュアルに前年度の改善のフィードバックを次年度の目標に反映することを明示して、継続的に PDCA が実行できるようにしている。

2. 点検・評価

社会と連携・協力に関する方針を規程集やホームページで明示し、その方針に基づき、教育研究の成果を地域貢献、国際交流に活かしている。

特に、地域共創推進室の活動は、平成 28 年度の大学評価において「長所として特記すべき事項」として評価された。

第10章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針の明示と周知

管理運営方針は、ホームページ [トップ](#)>大学について>各種方針

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html で公表している。

(2) 明文化された規程に基づいての管理運営

(2-1) 適切な大学運営のための組織の整備

1) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）及び大学設置基準第41条（事務組織）に基づき、組織・職制規則、事務分掌規程及び教員選考基準を定めて、適切な運用を行っている。

組織・職制規則の第8条（職位及び職能）には、副学長、学部長、学科長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手を置く旨が規定され、適切に運用している。組織・職制規則の第7条には、学長の所掌事務、組織・職制規則の第9条（所掌事務）には、副学長、学部長、学科長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手の所掌事務が定められ、適切に運用している。

教員選考基準には、教授、准教授、講師、助教、助手の選考基準が定められ、その基準に基づいて、人事委員会にて教員選考が適切に行われている。

そして、事務を処理するための事務組織については、事務分掌規程に定めて適切な運用をしている。

2) 学長選考および学部長・研究科長等役職者の選考方法の適切性

学長の選考については、寄附行為第3条第2項「この法人の運営管理は、私立学校法、曹洞宗宗制に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる」の曹洞宗宗制の曹洞宗教育規程第39条第2項「前項の学校法人が設置する各学校の長、副学長、学監、高等学校及び中学校の教頭は、内局の推薦により管長が任命し、その任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。」により、曹洞宗管長の任命による。

学部長、研究科長については、組織・職制規則の第8条及び第10条により学長が任免・委嘱する。

3) 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長、学部長、研究科長の権限と責任は、組織・職制規則第7条に明確に定められている。

また、寄附行為第6条第3項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」と規定されており、学長が学務担当の責任理事となることが明確化されている。

4) 学長による意思決定と教授会の役割と関係の明確化

学則の第11条第1項に教授会の必置が明確化され、第13条第3項に「この学則に定めるものの他、教授会に関し必要な事項は別に定める。」との規定に基づき、教授会規程が定められている。

教授会規程の第4条第1項（審議事項等）として教授会の責任が明確化されている。そして、第4条第2項に「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」とあり、審議事項以外については、学長に意見を述べることはできるとあり、学長の意思決定と教授会の関係が明示されている。

また、教授会規程第8条第2項に「各学部で学科会議を置くことができる。」とあり、教授会の構成員となっていない教員からの意見の聞き取りや教授会の決定事項の周知は学科会議を通じて行われる。

5) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

寄附行為第6条第3項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」、東北福祉大学組織・職制規則第7条第1項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括する。」とあり、教学組織（大学）の権限と責任は学長にあることが明確化されている。

また、学長と理事長との関係においては、寄附行為第15条第2項に「常務理事はこの法人を代表し、理事長を補佐する。」と規定されており、法人組織（理事会等）における権限と責任は、理事会にあることが明確にされている。

6) 学生、教職員からの意見への対応

IRセンターでは、毎年学生にアンケートを実施し、アンケートから見える課題に対しては、内部質保証システムの日常点検により、内部質保証委員会に課題を報告し、課題解決の責任部署を決めて、PDCAを実施している。

教職員からの意見は、学科会議、FD委員会や事務連絡会を通して、部長学科長会議に諮られ、必要に応じて、内部質保証委員会に課題を報告し、課題解決の責任部署を決めて、PDCAを実施している。

(2-2) 適切な危機管理対策の実施

火災、地震、風水害等による災害の予防及び人命と身体・財産の安全大学の財産の保全と減災を図ることを目的として、『防火・防災管理規程』が定められている。また、労働災害の防止や感染症への対応のため、『安全衛生管理規程』が定められている。

前者については、防火・防災運営要領（マニュアル）も定め、学生寮、図書館やけやきホール等建物ごと、イベント対応、1年生への消火・通報・避難訓練、危険物等が年数回実施（平成30年度は、7回実施）している。

後者については、年数回安全衛生委員会が実施され、ストレスチェックの実施や感染症対策の実施（予防接種等）が学生・教職員に周知、徹底される。

(3) 予算編成及び予算執行適切性

1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性

予算編成は収入支出とも数値根拠を、理事会・評議員会開催時に予算書説明資料として添付し説明し、執行は支払伺に基づき、学長、局長の決裁後に行なっており、予算編成及び執行のプロセスは明確であり、透明性が保たれている。

決算の監査については、公認会計士4名が7日に渡り監査を実施している。

2) 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算執行に伴う効果については決算報告時に予算との対比説明を行なっているほか、予算編成時の事業活動計画に対し決算時の事業報告により検証が図られている。

(4) 大学業務を支援する事務組織の設置と適切な機能

1) 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員の採用については、就業規則第8条から第11条に規定されており、適切に運用されている。職員の昇任については、職能制の実施に関する規程に規定されている。その第4条に以下の昇任の規定がある。

『第4条 昇任とは、その経験、意欲及び能力に応じ、別表に掲げる職能につきその者を1階級上位に決定することをいい、原則として定期昇給の時期に行う。』

しかし、この規程及び別表の評価基準、評価者等の評価基準が明確ではなく、現在、人事考課に基づく業績評価と昇任等の処遇改善について検討をしているところである。

2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

18歳人口の減少により大学の半数近くが定員割れし廃止する大学も出始め、大学の淘汰が始まっており、教育及び経営情報の調査及び分析とそれに基づく経営改善(IR)の必要性が高まっている。また、大学に対する期待として「地域の課題解決に応える教育研究を行ってほしい」「学生が地域社会に出てから役立つ学びに力を入れてほしい」「教員個人のつながりから、大学が組織的に取り組む連携体制に発展させてほしい」(文部科学省COC資料より)があり、大学の国家戦略である地方創生の取組みの強化への対応が望まれている。さらに、グローバル化への対応や産業界との連携強化等大学が対応すべきことは多岐に渡ってきている。

本学は、それらのことに対応するとともに、「社会が必要とする即戦力の人材を育成」するため、特に平成16年度から学部学科の再編や組織の変更を含む事務機能の改善を臨機に行なってきた。

学部学科の再編、事務機能の改善に際して、同時に、新規教職員の採用や異動を実施し人員体制も強化している。

さらに、平成26年度より内部監査を強化し、事務機能の改善を進めている。具体的には、内部監査により、業務フロー・業務手順書・備品管理・SD・人事考課等の改善検討の指摘があり改善を進めている。

さらに、専門性を必要とする部署には、専門知識・技能を持った教職員を配置している。財務部には元銀行員・会計事務所の経験者、キャリアセンターにはキャリアカウンセラー・企業の経験者、学生生活支援センターには元警察官、災害対策課には防災士・元自衛官・元消防士、国際交流センターには外国人の配置を行なっている。

3) 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)

事務組織は、組織・職制規則及び事務分掌規程に基づき組織されている。本法人は、東北福祉大学と東北福祉看護学校の2つの学校を設置しているが、その事務のほとんどが東北福祉大学の事務であることから、大学事務と法人事務を分けることなく総務局で取り纏め一体として行っている。

東北福祉看護学校は、別学校であり独立した事務組織となっているが、大学職員が事務長を兼務し、すべての承認は、法人として総務局総務部が関わり意思疎通ができるようになっている。また、総合福祉学部、健康科学部では介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の人材育成を行なっているため、その実習の場として附属病院せんだんホスピタルを設置しており、その事務組織を別にしているが、全ての処理の承認には、総務局総務部が関わり意思疎通ができるようにしている。

教務部は、学部ごとの人員配置とし、職員は担当学部の教育課程、取得できる資格等を中心にして専念して学生に対応できるようにしている。また、大学院については、教務部内に大学院事務室を置き対応している。

キャリアセンターにおいては、入学から卒業に至るまでの「リエゾン型キャリア教育」を行っており、教務部と一体となった就職支援を行なうとともに、その授業は、教員・職員の混合3名体制となっている。

事務組織の特徴の一つとして、本学の建学の精神「行学一如」(学業も実践も本は一つ)、教育の理念

「自利・利他円満」(支え合い、ともに幸せに)を特に推進する組織として、教務部実学臨床教育推進室、学生生活支援センターボランティア支援課を設置している。実学臨床教育推進室は、「実践現場における学び(実習)」と「大学における学び(講義・演習・グループスタディー等)」を有機的に結び付ける少人数の教育プログラムを推進する組織である。ボランティア支援課は、その名が示す通り学生ボランティアを推進する組織である。

人員配置については、事務組織の部長、副部長、センター長、副センター長等の多くの役職者には教員に委嘱するとともに、教育研究の審議機関として全学的な調整を行う各種委員会の委員には教員と職員を必要に応じてバランス良く委嘱しており、教育研究と事務が齟齬なくスムーズに運ぶように配慮している。

4) 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

毎年年度始めの昇任等の処遇改善は、人事の担当部署である総務部が、年末までに各部署の長等に昇任等の聞き取りをし、その内容を基に処遇改善を検討し、学長の承認を得て行っている。既述したとおり、業績評価基準、評価者等が明確ではなく、さらに、内部監査において、「階層別研修等研修体系を構築し教職員の能力向上を図ること、及び研修体系を構築するにあたり、研修と人事考課の関係も考慮すること」と指摘されており、現在、SDとも関連づけて人事考課に基づく業績評価と昇任等の処遇改善について検討をしているところである。

(5) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策

平成25年度から毎年度継続して、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的に実施している。実施内容はホームページに掲載しており、有効性についてもアンケートにより確認している。

トップページ>大学について>FD・SD活動

<https://www.tfu.ac.jp/fd/index.html>

2. 点検・評価

管理運営方針が明確にされ、それに基づき、適切に運営されている。

平成27年度の自己点検・評価での「改善すべき事項」へ対応状況は以下のとおり。

〈1〉中長期計画の策定と大学構成員への周知

中長期計画は、平成21年度、平成26年度と5年毎に策定しており、次の時期は平成31年度予定である。その時期までには、次期中長期計画を理事会で承認し大学構成員へ周知する予定である。

〈2〉業務フロー・業務手順書の整備

業務フロー・業務手順書の整備については、平成26年度に全部署で作成を行っており、内部監査で、業務フロー・業務手順書の整備状況が順次精査されている。

〈3〉SDの実施と有効性の検証および人事考課の導入

SD(職能階層別研修)の内容と連携させた人事考課を検討している。平成26年度からSDを実施しており、アンケートにより有効性の検証も行ない、有効であることがわかっている。

第10章 管理運営・財務

(2) 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画の策定

中長期事業計画に基づき財政計画を立案している。

1) 財務関係比率に関する指標又は目標の設定

教育研究活動を継続して遂行するためには、経常収支差額がプラスである必要がある。収入の主たる学生生徒等納付金収入の増加が見込めないため、支出の削減が求められる。

平成 29 年度実績においては主たる支出の人件費比率が 50.9%となっており、年々増加傾向にあるため、新規採用の抑制や外部に業務委託等を検討し人員の削減を図り、人件費比率を 50%以下に抑制し、事業活動収支差額比率の改善を図るように努力する。

また、借入金返済支出については年々減少傾向にあるため、減少分については、繰越支払資金または特定資産に留保し流動比率や積立率の改善を図る。

(2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤の確立

1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

本学の教育理念は『自利・利他円満』であり、「自己の幸せがすなわち社会全体の幸せに通じるものである必要がある」ということで、その理念を貫く建学の精神は『行学一如』すなわち「学びと実践は一体」であることを認識して教育・人材育成を図るものである。

これらの理念・建学の精神を命題とする教育研究活動・社会貢献活動を恒久的に支えるにあたり、確固たる財務基盤を形成し堅持して行くことが求められるのは言うまでもない。

現在の財務状況を振り返ると、社会に応えうる教育研究の継続に取り組んできた結果、定員を満たす学生確保が図られ、ここ 5 年間の経常収支差額はプラスで推移している。今後もその方針は変わらず引続きプラスで推移していくものと見込まれ、そうした財務体質がスパイラルとなって安定した教育研究活動の実現へと回帰し継続されると考え、強固な財務基盤へと成長するよう意識して取り組むものである。

2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

大学を取り巻く環境を見ると、収入面では全国的に少子化が顕著となり、18 歳人口は逡減の一途を辿り、近隣では仙台市内大学が郊外に分散していたキャンパスを市中心部に集約化を図るなど、学生確保において多大な影響のある課題が山積している。

また「私立大学等経常費補助金における不交付となる入学定員超過率」についても本学の規模（収容定員 4,000 人以上～8,000 人未満）では 1.2 倍を超えない厳格な遵守が求められ、収入の環境は一層厳しさが増している。

学納金額については今後十分な検討が必要と考えられるが、近隣大学の学納金状況を見る限り、「値上げ出来る環境には至っていない」と言える。

今後は学納金以外の収入についても獲得に向け努力が必要であり、別途具体策を検討する。

他方、支出面では景気動向に左右される人件費その他必要経費の増加が見込まれ、加えて 2019 年 10 月よりは消費税増税が予定されているほか、本学がブランドとしているスポーツ文化への取り組みを継続・強化して行くにあたり、所要の施設整備費・人件費・教育研究経費等の戦略的経費が必要と見込まれる。

このように教育研究経費の充実が求められる状況ではあるが、常に最小限の効率的な経費執行を意識して取り組むものである。

一方、負担となっている借入金の元金返済額は2018年度762百万円であるが、その額は年々通減し2026年には借入金完済となり、大きく負担軽減が見込まれる。

今後、提言のあった金融資産充足に一層意識して取り組むものである。

このような厳しい状況にあっても、本学は国家戦略である「地方創生総合戦略」の中で大学へ要望している事項の実現や大学改革の実現を図るうえでも、その根幹となる財政基盤を持続可能な強固なものにして行く必要があると認識している。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るためには前述の通り、社会に応えうる教育研究が学生確保の源泉であり、すなわち財務基盤を強固にしていく最大のものであることを認識し、その財務基盤が更に教育研究活動の遂行を円滑にしていく両輪として絶え間なく駆動するよう常に意識して取り組むものである。

3) 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

① 外部研究資金や補助金獲得強化

財務部「補助金・助成金課」は公募型研究費に掛かる科学研究費助成事業については学内外の教員・研究者に対し、申請前に「獲得の為のポイント等」学内研修を行い、申請時には学内申請支援員（科学研究助成事業の獲得実績がある。及び科学研究助成事業審査員の経験がある等）に依頼して申請内容の確認をする等、スムーズに申請が出来るようサポートを行い、採択件数増加に努力する。

② 寄付金獲得推進

寄付金については学校法人本来の趣旨に立ち返り、教育研究の充実を広くアピールすべく取組みニュース・記事についてホームページやメディアを活用し、また150周年事業等を立ち上げ、更には本学の体育会への支援等について卒業生や後援会を通じ幅広く寄付金募集に取り組んで行く。

平成30年度末にはホームページからクレジットカードを利用したWeb寄付を立ち上げ、加えてコンビニを活用した寄付についても取扱いを開始し、寄付チャンネルの充実を図った。

③ 資産運用による資金獲得

資産運用については、2先の太陽光発電事業者に対し信託会社を通じた遊休土地信託を行って収益を図っているほか、平成27年度末に取得した仙台駅東口キャンパスをはじめとする空き時間教室の貸出し等、固定資産の有効活用を強化して行く。

また金融資産については、平成20年9月のリーマンショック以前に組んだ仕組債が一部収益を挙げて残っているのみで、運用可能な大半が既に運用益を挙げて償還されそのままとなっている。

現在全国の大学が平均約2%の利回りで運用益を挙げている事実を鑑み、今後リスクの軽減を意識した運用を検討して参りたい。

2. 点検・評価

教育研究のための財政的基盤を確立し、予算編成及び予算執行については適切な執行が図られている。

平成28年度に実施された大学評価において、努力課題として『「要積立金に対する金融資産の充足率」が低位で推移しているうえ、「帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合」が増加傾向にあることから、今後の教育研究を安定的に遂行するため、具体的な数値目標を明示した中・長期財政計画を策定し、財政基盤の安定化に向けて取り組むことが望まれる。』と提言されたので、平成30年度に中・長期財政計画を策定した。それに基づいて改善を図っていく。